

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	105 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	96 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	53 件
国民年金関係	35 件
厚生年金関係	18 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に納付していたが、いつ、どこで、どのように、幾ら納付したか、具体的なことは覚えておらず、また、年度内に納付したか、年度が過ぎてからさかのぼって納付したかも分からない。

しかし、私たち夫婦は、国民年金保険料の納付が遅れた時もさかのぼって納付しており、未納のまま残した期間があったという認識がないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をほぼ完納している上、申立人の夫も、申立期間と同時期の未納を除き、保険料を完納していることがオンライン記録から確認でき、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人夫婦に係る国民年金保険料の納付状況をみると、両人は申立期間直後の昭和60年10月から61年3月までの保険料を62年10月7日に過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、また、申立人は、過年度保険料の納付書を「自分では請求していない。」と陳述していることから、社会保険事務所(当時)から送付された当該納付書は同期間に係るもののみであったと考えられる。しかし、当該過年度納付時点において、申立期間のうち、60年7月から同年9月までの保険料は時効に達しておらず、社会保険事務所が催告した時点で、同期間の保険料が未納であれば同期間の分も含めた期間に係る過年度保険料の納付書を送付すると考えるのが自然であり、同期間については既に納付済みであった可能性が高い。

さらに、申立期間前後の期間の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期

間を除く昭和 57 年 1 月から 62 年 3 月までの保険料について、申立人は、57 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 10 月までの期間は現年度納付しており、ほかの期間はすべて過年度納付していることがオンライン記録及び特殊台帳から確認でき、申立人の陳述と符合している。

加えて、申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料のみ過年度納付できなかった事情はうかがえず、申立人夫婦の納付意識の高さを踏まえると、申立人は社会保険事務所から催告を受ければ申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで

私の妻は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に納付していたが、いつ、どこで、どのように、幾ら納付したか、具体的なことは覚えておらず、また、年度内に納付したか、年度が過ぎてからさかのぼって納付したかも分からない。

しかし、私たち夫婦は、国民年金保険料の納付が遅れた時もさかのぼって納付しており、未納のまま残した期間があったという認識がないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、申立人の妻も、保険料をほぼ完納していることがオンライン記録から確認でき、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人夫婦に係る国民年金保険料の納付状況をみると、両人は申立期間直後の昭和60年10月から61年3月までの保険料を62年10月7日に過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、また、申立人の保険料の納付を担当していた妻は、過年度保険料の納付書を「自分では請求していない。」と陳述していることから、社会保険事務所（当時）から送付された当該納付書は同期間に係るもののみであったと考えられる。しかし、当該過年度納付時点において、申立期間のうち、60年7月から同年9月までの保険料は時効に達しておらず、社会保険事務所が催告した時点で同期間の保険料が未納であれば同期間の分も含めた期間に係る過年度保険料の納付書を送付すると考えるのが自然であり、同期間については既に納付済みであった可能性が高い。

さらに、申立期間前後の期間の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期

間を除く昭和 57 年 1 月から 62 年 3 月までの保険料について、申立人は、57 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 10 月までの期間は現年度納付しており、ほかの期間はすべて過年度納付していることがオンライン記録及び特殊台帳から確認でき、申立人の陳述と符合している。

加えて、申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料のみ過年度納付できなかった事情はうかがえず、申立人夫婦の納付意識の高さを踏まえると、申立人は、社会保険事務所から催告を受ければ申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

ねんきん特別便で昭和48年4月から49年3月までの12か月間が未納となっていることを知った。

昭和48年4月から同年12月までの9か月間については、領収書が残っていたので社会保険事務所（当時）で納付済みに訂正してくれたが、49年1月から同年3月までの3か月間（申立期間）については、領収書が残っておらず未納のままとなっている。

国民年金には昭和45年4月ごろに集金人に勧められて加入し、その後納付忘れなどしないように注意して納付を続けてきた。申立期間の国民年金保険料の納付についてははっきりした記憶はないが、自分としてはA市に転居した後で納付していると思うので、記録をよく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金に加入し国民年金保険料の納付を開始した昭和45年4月以降は申立期間を除いて保険料の未納がない上、住所変更手続も適正に行っていることがB市、A市及びC市の国民年金被保険者名簿から確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が昭和48年9月11日に同市で国民年金の住所変更手続を行っていることが確認でき、同市では年度途中で転入してきた被保険者については当該年度の納付書を郵送していたと説明していることから、申立人は申立期間に係る現年度保険料の納付書により申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であったと推定できるところ、申立人は申立期間の前後を通じて生活状況に変化が無く、申

立期間の保険料を納付できなかつた事情は見当たらないことから、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人に係る特殊台帳の納付記録は、当初昭和 48 年 4 月から同年 12 月までも未納と記録されており、申立人が同期間の国民年金保険料領収証書を所持していたことにより、平成 20 年 4 月に納付済みに訂正されていることから、申立期間についても何らかの事務的過誤により納付記録が失われた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から54年3月まで

婚姻を契機に、妻がA市役所の支所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。私たち夫婦が私の両親の国民年金保険料を納付しており、4人分の国民年金保険料を納付することは経済的に厳しかったので、父が60歳になったときに私の分を、母が60歳になったときに妻の保険料を納付し始めた。また、私の分を納付し始める前に免除期間があることは間違いない。

時期はよく覚えていないが、私の妻が市の職員から「これから先に国民年金保険料を納付できない期間ができて25年に足らなくなって、ご主人が年金受給できなくなると困りますよ。」と納付を勧められた。また、B社会保険事務所(当時)又はA市役所の支所で「キャンペーンをやっており、今なら2年間分だけさかのぼって、今の保険料で納付できますよ。」と言われたことを覚えている。

納付した時期は覚えていないが、妻が2年間分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納にされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻を契機に、申立人の妻がA市役所の支所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、さかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和54年3月8日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、婚姻を契機に申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合する。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻が、市役所の支所又は社会保険事務所（当時）の職員から聞いたと陳述する「さかのぼって納付できるキャンペーンを行っている。」、「今なら2年間分だけさかのぼって、今の保険料で納付できます。」との内容は、過年度納付の制度と符合しており、申立人の妻の陳述には信ぴょう性がうかがえる。

さらに、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料について、今後の納付状況によっては、25年の年金受給資格期間が満たせない可能性があるため、さかのぼって保険料の納付を勧められ納付したと陳述していることから、申立期間の保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

加えて、申立人のオンライン記録を見ると、申立人の父親が60歳になった後の昭和56年4月から国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付し、また、申立人の妻のオンライン記録を見ると、申立人の母親が60歳になった後の60年4月から国民年金加入期間の保険料を現在まで納付していることが確認できることから、納付を担当した申立人の妻の年金に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から同年10月まで

私は、平成4年5月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後の国民年金保険料は、口座振替によって納付していた。申立期間は、結婚してA市からB市に転居した際に保険料が未納であった期間であり、送付されてきた未納保険料の納付書で、保険料は後日まとめて私が銀行で納付している。

申立期間の保険料が未納にされているのは納得できないのでよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金第1号被保険者となった平成3年4月から現在に至るまでの19年間、申立期間を除く国民年金保険料を口座振替による現年度納付、納付書による現年度納付及び過年度納付により納付していることがオンライン記録等により確認できることから、申立人の保険料に対する納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、平成7年10月26日に国民年金保険料を口座振替により納付するための手続きを行っていることがB市における申立人の納付記録から確認できるとともに、その時点では申立期間の保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能であり、未納保険料を納付書によりまとめて納付したと陳述していること、申立期間前後の保険料を口座振替により現年度納付していること、及び申立期間が9か月と短期間であることを踏まえると、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付していない理由は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 9 月まで

私は、当時大学生だったが、国民年金に加入した。加入手続は、母親が昭和 63 年 1 月ごろ A 市役所 B 出張所で行ってくれた。加入後は納付書が 1 年分まとめて送られてきたので、毎月の国民年金保険料については、母親が家に来る銀行員にお金と納付書を預けて納付していた。

しかし、申立期間が未納とされているので、調査の上、納付済みに記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間（平成 22 年 10 月現在で、226 か月間）について、申立期間の 9 か月間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている上、申立人に係る加入手続を行い、申立期間当時の保険料を納付していたとする申立人の母親についても、昭和 53 年 7 月に国民年金に任意加入して以降、60 歳以降も高齢任意加入し、国民年金加入期間（286 か月間）について、保険料をすべて納付しており、申立人及びその母親の年金に対する意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金の加入手続が行われた時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている第 3 号被保険者に係る事務処理日及び申立人の付加年金の申出日（平成元年 4 月 14 日）から、平成元年 4 月ごろと推認され、日本年金機構によると、時効に達していない未納期間については、過年度納付書を発行して催告を行っていたことから、申立期間についても、上記のとおり加入手続が行われたものと推認される時点以降、同年 7 月ごろに過年度納付書の発行により催告が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した明確な記憶を有していないものの、オンライン記録によると、昭和63年10月から平成元年3月までの保険料が2年10月の催告により過年度納付されたものと推認できることから、納付意識の高い申立人の母親が、申立期間についても、催告を受けて保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月

昭和40年2月ごろ、自宅に国民年金の集金人の女性が訪れ、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた記憶がある。

加入後の国民年金保険料の納付をめぐる記憶は定かでないものの、当初は集金人に納付しており、後になると郵送されてきた納付書を使って、金融機関窓口で納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料の納付を証明できるものは何もないが、その他の加入期間はすべて納付済みであるのに、申立期間の1か月だけを未納のままにしておくことは考えられず、この未納期間のために私の年金受給額が減額されるのには納得できない。もっとよく調査して、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の納付記録について、オンライン記録を見ると、申立人は、1か月と短期間である申立期間を除き、国民年金加入期間479月を納付している上、申立人が所持する国民年金保険料預り証からは、昭和46年及び47年の2回にわたって特例納付がなされていることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、前述の預り証からは、昭和47年6月25日に、申立期間の直後期間に当たる40年4月から42年3月までの期間に係る国民年金保険料として、8,100円が市に対し納付されていることが確認できる。この場合、上記期間中における保険料額の変遷を踏まえると、上記期間については、国民年金法附則13条に基づく第一回特例納付と全額免除期間に対する追納を組み合わせた<sup>そきゅう</sup>遡及納付がなされ、そのうち昭和40年度及び41年度については、全額免除期間と認

識された期間に対し追納がなされたものと推認できる。そのうち、とりわけ40年度について、全額免除承認がなされていたことに着目すると、申立人については、当時の制度上、少なくとも昭和40年7月以前に加入手続及び当該年度の保険料に係る免除申請手続が行われたものと推認できるが、一方で、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の記載からは、申立人に係る国民年金手帳記号番号が42年2月4日に払い出されている旨の記載が確認でき、この記載は、前述の申立人の納付記録から推認される加入手続時期とは乖離<sup>かいり</sup>する。

さらに、上記手帳記号番号払出簿の払出日の記載は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後において、時系列順にはなっていない上、多くの手帳記号番号が資格取消しとして処理されている状況が確認できることから、申立人の納付記録について、行政による記録管理が適切になされていない可能性を否定できない。

加えて、オンライン記録及び特殊台帳からは、申立期間の直前に当たる昭和40年2月の国民年金保険料が納付済みとされていることが確認できるところ、当時の保険料納付単位は3か月であり、同年2月及び申立期間である同年3月の保険料に係る納付期限は同日に設定され、通常、集金人が集金に訪れる際にも、同時に集金がなされる期間であることから、納付意識の高い申立人が、同年2月の保険料を納付する一方で、申立期間に係る保険料の未納を看過したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から50年3月まで  
② 昭和50年10月から同年12月まで

昭和42年8月ごろ、母から老後のために年金に加入しないといけな<sup>い</sup>と言われたので、その時、母が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。私の国民年金保険料は、私自身が納付したこともあるが、主に母が自身の保険料と一緒に、初めのころは集金人に納付し、その後はA市B区役所又は同区C出張所で納付してくれていた。

私は、昭和50年4月に結婚後、A市D区に転居したが、同年9月ごろ自宅が災害に遭い、それまでの領収証書を貼<sup>り</sup>つけていた年金手帳を焼失してしまった。

災害後、実家のB区に戻った後も、主に母が、夫婦の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、資格の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立期間①について、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、申立人の婚姻届出日である昭和50年6月\*日にD区において加入手続が行われたものと推定され、42年8月6日までさかのぼって国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人が所持する申

立人の年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間①のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効にかかわらず納付が可能な期間の保険料については、加入手続前の過年度保険料であり、さかのぼって納付することとなるが、申立人は、申立期間①に関しては保険料をさかのぼって納付した記憶はないとし、主に申立人の保険料と一緒に納付してくれていたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、当時の具体的な納付状況は不明である。

また、申立人の母親の納付状況等を調査すると、国民年金手帳記号番号は、昭和36年6月に払い出されており、国民年金制度が発足した同年4月から60歳期間満了まで、申立期間①及び②を含めて国民年金保険料を完納していることから、申立内容のとおり、主に母親が申立人の申立期間①の保険料を母親の保険料と一緒に納付するためには、申立人に別の手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間①に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、当該期間は7年以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録のみが毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人又はその母親が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人は、申立人の加入手続が行われたとみられる昭和50年6月\*日の当日にD区役所窓口で国民年金保険料を納付したことを示す申立期間①直後の同年4月から同年6月までの手書き領収証書を所持するとともに、これに引き続く同年7月から申立期間②直前の同年9月までの保険料については、同年10月28日にB区役所窓口で納付したことを示す手書き領収証書を所持しているところ、申立人の年金手帳を見ると、同日にD区からB区へ国民年金の住所変更手続が行われたことが確認できることから、住所変更手続時に当該保険料の納付が行われたものと推認されるほか、申立人及びその夫(当時)の特殊台帳によると、申立期間①直後の同年4月以降、夫が厚生年金保険に加入する直前の60年7月までの約10年間、申立期間②以外の保険料を完納していることから、主に夫婦の保険料と一緒に納付してくれていたとする申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②は3か月間と短期間である上、当該期間は、申立人の母親は国民年金保険料を納付済みであることなどを踏まえると、納付意識の高い母親が当該期間の保険料と一緒に納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年12月まで

国民年金の加入については、はっきりした時期は分からないが、母親が手続を行ってくれたはずである。

母親は、私の加入手続より以前に、私の兄の加入手続も行っているところ、申立期間の兄の国民年金保険料は納付済みとなっている。

母親は、兄妹間で取扱いの異ならぬようにしていたと言っており、私の国民年金保険料のみ未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和52年3月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、51年4月から同年12月までの国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人の母親のオンライン記録を見ると、国民年金制度発足以降、60歳到達時までの間の国民年金保険料をすべて完納している上、昭和55年4月から62年8月までの期間については、付加保険料まで納付しているなど、申立期間当時の家族の保険料納付を担っていたとする申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の払出時期の1年前に当たる昭和51年3月10日に、同じA市B区において、払い出されていることが確認できる。

この点について、申立人の母親は、「兄の加入手続の際には、まず過去1年分の納付書を発行してもらい、区役所でまとめて納付したはずである。常に兄

妹間で取扱いの異ならないよう心がけており、その後の妹の加入の際にも、兄の時の経験から、同じように窓口でまとめて納付できる分は最初に納付したと思う。」と陳述している。

そこで、申立人の兄のオンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出時期の年度当初の昭和50年4月の国民年金保険料から納付済みとなっていることが確認でき、納付意識が高い申立人の母親が、加入時に現年度納付可能な保険料について、申立人の場合のみ、未納のまま放置したとは考え難い。

一方、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料は、過年度保険料となるため、制度上、区役所窓口で納付することはできないところ、申立人の母親からは、過年度納付についての具体的陳述を得ることはできなかった。

また、上記のとおり、申立人の兄のオンライン記録を見ても、国民年金の加入手続後、昭和50年4月からの現年度保険料の納付記録のみで、過年度納付の事跡は確認できない。

さらに、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 16 日から 41 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 10 月 3 日から 42 年 9 月 21 日まで  
③ 昭和 42 年 9 月 21 日から同年 10 月 27 日まで  
④ 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 3 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社、B社、C社及びD社の4社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、両親から年金は掛け忘れないように言われていたことから、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に支給されたとされる脱退手当金について、最終事業所であるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計9ページに記載された女性従業員6人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期の直後に国民年金に加入し、その後60歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の年金に対する意識の高さがうかがえることから、申立期間当時に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月3日から30年11月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人に支給されたとする脱退手当金はA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約10か月後の昭和31年9月4日に支給決定されているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計6ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した11人の脱退手当金の支給記録を調査した結果、受給者は申立人を含め3人と少ないなど、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和31年5月\*日に婚姻し、改姓しているところ、申立人の前述の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したものとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月26日から同年11月4日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社D支店から同社C支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社保管の人事記録及びF健康保険組合の回答書から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和47年10月26日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和47年11月4日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和53年8月及び同年9月は30万円、同年10月から54年7年までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月1日から54年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時の家計簿を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は19万円と記録されているところ、A社提出の人事記録では、昭和53年8月及び同年9月は30万円、同年10月から54年7月までは32万円と記録されていることが確認できる。また、申立人は、申立期間の毎月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額を記録した申立期間当時の家計簿を提出しており、同家計簿における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該人事記録に記録されている

標準報酬月額と一致している。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の家計簿に記録された保険料控除額から、昭和 53 年 8 月及び同年 9 月は 30 万円、同年 10 月から 54 年 7 年までは 32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 11 日から 37 年 10 月 21 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間については、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
脱退手当金を受給したとされる時期は、出産を控えた時期でもあり、請求したことも受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前の最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、昭和 37 年 11 月 \* 日に婚姻し、改姓していることから、脱退手当金の請求は婚姻後の名字で行われるべきところ、A社の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名はいずれも旧姓のまま変更処理されていない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年10月1日から45年5月21日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は44年10月1日、資格喪失日は45年5月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月30日から44年4月1日まで  
② 昭和44年10月1日から45年5月21日まで

申立期間①について、私は、B社でC職として勤務していた。

申立期間②について、私は、D市にあるA社で勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

当時、医者に1度もかからなかったということはないと思うので、申立期間中、健康保険に加入していないのはおかしいと思う。また、名字を「F」とよく間違われた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、名字は申立人と相違する「F」となっているものの、名前と生年月日が一致する基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和44年10月1日、資格喪失日は45年5月21日）が確認できる。

また、G健康保険組合から、「名字が『H』から『I』に訂正された申立人の被保険者記録（昭和44年10月1日から45年5月21日まで）を保存している。」旨の陳述が得られた。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚からは、「申立人がA社に勤務していたことを覚えている。」旨の陳述が得られた上、申立人は、「B社を退職後、D市にあったA社で約半年間勤務した記憶がある。」と具体的に陳述している。

これらを含めて総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和44年10月1日、資格喪失日は45年5月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記のA社に係る上記被保険者名簿の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてB社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和38年8月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は同事業所が適用事業所とはなっていない期間に当たる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む同僚全員が、同社が適用事業所でなくなった昭和38年8月30日付けで資格を喪失していることが確認できる上、このうちの同僚二人は、「B社では、昭和38年8月30日以降の給与からは厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月1日から同年8月31日まで

「ねんきん定期便」の記録を見ると、平成14年7月22日から15年8月30日まで勤務していたA社における被保険者期間のうち、同年3月以降の標準報酬月額が変更されていることが分かった。当時の給与支払明細書及び給与振込額を確認したところ、実際の給与支給額に変動はなく、厚生年金保険料も継続して同じ額が控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額がA社で支給されていた給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、「申立人に対する給与支払額に変動はなかったにもかかわらず、申立人の報酬月額を引き下げる旨の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出するとともに、変更前と同額の保険料を控除していた。」旨を回答していることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年1月1日に、B社における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月31日から34年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びB社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間当時の給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書、並びに事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和34年1月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額及び申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格の喪失及び取得に係る届出の誤りを認めている上、事業主が資格喪失日を昭和34年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを33年12月31日と誤って記録することは考え難く、また、事業主による申立てどおりの資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会において

も、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、同年12月31日を資格喪失日、34年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年12月から34年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月21日から同年8月30日まで

父の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。父はA社には昭和24年に入社し、56年に退職するまで継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子供が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳の記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和41年7月21日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年8月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、平成15年6月から同年10月までの期間は20万円、同年11月から16年6月までの期間は24万円、同年7月から17年8月までの期間は28万円、同年9月から18年3月までの期間は30万円、同年4月から同年8月までの期間は36万円、同年9月から19年8月までの期間は34万円、同年9月は36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、15年6月から16年8月までの期間は訂正前の18万円、同年9月から17年8月までの期間は訂正前の20万円、同年9月から18年6月までの期間は訂正前の22万円、同年7月から19年8月までの期間は訂正前の26万円、同年9月は訂正前の24万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、15年7月1日から19年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年7月及び同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は22万円、16年1月は26万円、同年2月から同年11月までの期間は28万円、同年12月から17年3月までの期間は30万円、同年4月は32万円、同年5月から同年12月までの期間は30万円、18年1月及び同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月から19年1月までの期間は34万円、同年2月から同年8月までの期間は36万円、同年9月は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年6月10日から19年10月1日まで

私がA社に勤務している期間の標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に照会したところ、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが判明し、同社から記録訂正の届出が行われたが、申立期間については時効が成立したことにより、訂正後の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等から確認できる報酬月額(現物支給の通勤定期券代を含む。)及び保険料控除額から、平成15年7月及び同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は22万円、16年1月は26万円、同年2月から同年11月までの期間は28万円、同年12月から17年3月までの期間は30万円、同年4月は32万円、同年5月から同年12月までの期間は30万円、18年1月及び同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月から19年1月までの期間は34万円、同年2月から同年8月までの期間は36万円、同年9月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤りを認めている上、当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料(事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年6月については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等から確認できる報酬月額(現物支給の通勤定期券代を含む。)及び保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年5月1日から同年9月1日までの期間及び同年12月1日から19年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、15年5月から同年8月までの期間は24万円、同年12月から16年8月までの期間は28万円、同年9月から同年11月までの期間は26万円、同年12月から19年3月までの期間は30万円、同年4月から同年9月までの期間は34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、15年5月から同年8月までの期間は訂正前の18万円、同年12月及び16年1月は訂正前の24万円、同年2月から同年8月までの期間は訂正前の19万円、同年9月から17年8月までの期間は訂正前の20万円、同年9月から18年8月までの期間は訂正前の22万円、同年9月から19年8月までの期間は訂正前の24万円、同年9月は訂正前の26万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、15年6月1日から同年9月1日までの期間及び16年2月1日から19年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円、16年2月及び同年3月は24万円、同年4月から同年6月までの期間は26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月から18年6月までの期間は30万円、同年7月から同年12月までの期間は32万円、19年1月から同年9月までの期間は34万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月から同年11月までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前（平成15年9月から同年11月までの期間は訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年5月1日から19年10月1日まで

私がA社に勤務している期間の標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に照会したところ、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが判明し、同社から記録訂正の届出が行われたが、申立期間については時効が成立したことにより、訂正後の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等から確認できる報酬月額(現物支給の通勤定期券代を含む。)及び保険料控除額から、平成15年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までの期間は28万円、16年2月及び同年3月は24万円、同年4月から同年6月までの期間は26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月から18年6月までの期間は30万円、同年7月から同年12月までの期間は32万円、19年1月から同年9月までの期間は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤りを認めている上、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料(事後訂正前(平成15年9月から同年11月までの期間は訂正前)の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年5月、同年12月及び16年1月については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等から確認できる報酬月額(現物支給の通勤定期券代を含む。)及び保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年5月1日から同年9月1日までの期間及び同年11月1日から19年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、15年5月から同年8月までの期間は20万円、同年11月から16年8月までの期間は24万円、同年9月から17年8月までの期間は26万円、同年9月から18年8月までの期間は28万円、同年9月から19年9月までの期間は30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、15年5月から同年8月までの期間は訂正前の18万円、同年11月から18年6月までの期間は訂正前の20万円、同年7月から19年8月までの期間は訂正前の24万円、同年9月は訂正前の22万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、15年7月1日から同年9月1日までの期間及び同年12月1日から19年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年7月は22万円、同年8月は20万円、同年12月及び16年1月は22万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月から同年6月までの期間は26万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月から17年12月までの期間は28万円、18年1月から同年8月までの期間は30万円、同年9月は28万円、同年10月から同年12月までの期間は30万円、19年1月は28万円、同年2月から同年9月までの期間は30万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月及び同年10月の申立人に係る標準報酬月額記録については、同年9月は24万円、同年10月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前（平成15年9月及び同年10月は訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年5月1日から19年10月1日まで

私がA社に勤務している期間の標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に照会したところ、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが判明し、同社から記録訂正の届出が行われたが、申立期間については時効が成立したことにより、訂正後の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等から確認できる報酬月額(現物支給の通勤定期券代を含む。)及び保険料控除額から、平成15年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年12月及び16年1月は22万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月から同年6月までの期間は26万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月から17年12月までの期間は28万円、18年1月から同年8月までの期間は30万円、同年9月は28万円、同年10月から同年12月までの期間は30万円、19年1月は28万円、同年2月から同年9月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤りを認めている上、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料(事後訂正前(平成15年9月及び同年10月は訂正前)の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年5月、同年6月及び同年11月については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等から確認できる報酬月額(現物支給の通勤定期券代を含む。)及び保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、平成18年12月から19年8月までの期間は24万円、同年9月は26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、18年12月から19年6月までの期間は訂正前の18万円、同年7月から同年9月までの期間は訂正前の20万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年12月及び19年1月は24万円、同年2月から同年5月までの期間は26万円、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月21日から19年10月1日まで

私がA社に勤務している期間の標準報酬月額記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが判明し、同社から記録訂正の届出が行われたが、申立期間については時効が成立したことにより、訂正後の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険

料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等から確認できる報酬月額（現物支給の通勤定期券代を含む。）及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成18年12月及び19年1月は24万円、同年2月から同年5月までの期間は26万円、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤りを認めている上、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成16年4月、同年6月から同年8月までの期間、同年10月及び17年1月から同年3月までの期間は16万円、同年6月は18万円、同年7月は17万円、同年8月は18万円、同年9月は17万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成17年10月1日から19年10月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、17年10月から18年3月までの期間は18万円、同年4月から19年8月までの期間は22万円、同年9月は26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、17年10月から18年6月までの期間は訂正前の16万円、同年7月から19年6月までの期間は訂正前の18万円、同年7月から同年9月までの期間は訂正前の20万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、17年10月は17万円、同年11月は18万円、同年12月は20万円、18年1月及び同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月は20万円、同年12月から19年2月までの期間は24万円、同年3月は28万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前（平成16年4月、同年6月から同年8月までの期間、同年10月、17年1月から同年3月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間は訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月21日から19年10月1日まで

私がA社に勤務している期間の標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に照会したところ、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが判明し、同社から記録訂正の届出が行われたが、申立期間については時効が成立したことにより、訂正後の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等から確認できる報酬月額(現物支給の通勤定期券代を含む。)及び保険料控除額から、平成16年4月、同年6月から同年8月までの期間、同年10月及び17年1月から同年3月までの期間は16万円、同年6月は18万円、同年7月は17万円、同年8月は18万円、同年9月及び同年10月は17万円、同年11月は18万円、同年12月は20万円、18年1月及び同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月は20万円、同年12月から19年2月までの期間は24万円、同年3月は28万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤りを認めている上、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料(事後訂正前(平成16年4月、同年6月から同年8月までの期間、同年10月、17年1月から同年3月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間は訂正前)の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年5月、同年9月、同年11月、同年12月、17年4月及び同年5月については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等から確認できる報酬月額(現物支給の通勤定期券代を含む。)及び保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、平成16年12月から17年8月までの期間は22万円、同年9月から18年3月までの期間は24万円、同年4月から19年9月までの期間は28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、16年12月から17年8月までの期間は訂正前の18万円、同年9月から18年6月までの期間は訂正前の19万円、同年7月から19年8月までの期間は訂正前の24万円、同年9月は訂正前の20万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年12月は22万円、17年1月及び同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月から同年11月までの期間は26万円、同年12月及び18年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月から19年1月までの期間は28万円、同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月25日から19年10月1日まで

私がA社に勤務している期間の標準報酬月額記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが判明し、同社から記録訂正の届出が行われたが、申立期間については時効が成立したことにより、訂正後の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映

しない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等から確認できる報酬月額（現物支給の通勤定期券代を含む。）及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成16年12月は22万円、17年1月及び同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月から同年11月までの期間は26万円、同年12月及び18年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月から19年1月までの期間は28万円、同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤りを認めている上、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年10月1日から33年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和32年10月1日）及び資格取得日（昭和33年10月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月21日から30年5月1日まで  
② 昭和32年10月1日から33年10月1日まで  
③ 昭和34年1月10日から38年4月10日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B社及び同社が社名変更したA社で勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無いとの回答を受けた。B社及びA社には、昭和26年4月から38年4月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和30年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、32年10月1日に資格を喪失後、33年10月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社でC業務に従事し、継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社において、申立人と同じC業務に従事していたとする複数の元従業員は、いずれも申立期間における被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主も所在不明であるため、同社等からこれを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年10月から33年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、申立期間もB社又はA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社は、昭和28年9月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A社は、30年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、両社とも、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社及びA社の元事業主はいずれも所在不明であるほか、B社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和28年9月20日に資格を喪失している元従業員のうち所在が判明し聴取することができた一人及びA社が厚生年金保険の適用事業所となった30年5月1日に資格を取得している元従業員のうち所在が判明し聴取することができた二人は、申立人を記憶しているものの、いずれも申立人が両社で勤務した時期を覚えていないため、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

さらに、上記の被保険者名簿において、B社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日に同社で資格を喪失している元従業員のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日に同社で資格を取得している者3人(申立人を除く)は、いずれもオンライン記録において、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、上記のA社の元従業員二人は、申立期間内の昭和28年10月ごろ及び29年4月ごろにそれぞれ同社に入社したが、申立期間に自身の給与から厚生年金保険料を控除されていたかは覚えていない旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無

く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和34年1月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社に係る上記の被保険者名簿において、同社が適用事業所ではなくなった日と同日の昭和34年1月10日に資格を喪失している元従業員18人(申立人を除く)のうち、所在が判明し聴取することができた2人が申立人を記憶しているものの、いずれも、「申立人が申立期間にA社で勤務していたかは覚えていない。」と陳述しているため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、当該従業員二人のうちの一人は、「私も、昭和35年3月ごろまでA社で勤務したが、34年1月10日までしか加入記録が無い。同社が適用事業所ではなくなっただけからは、厚生年金保険料を控除されていないと思う。」と陳述している。

加えて、申立人は、申立期間内の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年5月23日に、同社における資格取得日に係る記録を同年9月30日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月19日から同年5月23日まで  
② 昭和56年9月30日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和55年4月から62年5月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和56年5月23日にA社から関連会社のB社に異動、同年9月30日に同社からA社に異動、同年11月1日に同社から関連会社のC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年3月の社会保険事務所(当時)の記録及び申立人のC社における同年11月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和56年4月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社の商業登記に係る記録及び複数の元従業員の陳述により、同社は、申立期

間において、5人以上の従業員が継続して勤務する事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月14日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における同年7月14日の標準賞与額に係る記録を、《標準賞与額》(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月14日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届となっているが、A社保管の賞与支給控除一覧表によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成18年7月14日に支給された賞与において、《標準賞与額》(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月14日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
8329	男		昭和34年生		32万円
8330	女		昭和42年生		20万円
8331	男		昭和49年生		30万円
8332	女		昭和49年生		30万円
8333	男		昭和33年生		30万円
8334	男		昭和30年生		20万円
8335	男		昭和25年生		23万円
8336	男		昭和49年生		37万円
8337	男		昭和52年生		30万円
8338	男		昭和43年生		35万円
8339	男		昭和48年生		20万円
8340	男		昭和49年生		38万円
8341	女		昭和43年生		30万円
8342	女		昭和54年生		28万円
8343	女		昭和57年生		23万円
8344	男		昭和33年生		40万円
8345	男		昭和32年生		30万円
8346	男		昭和57年生		23万円
8347	男		昭和51年生		30万円
8348	女		昭和43年生		32万円
8349	女		昭和51年生		30万円
8350	女		昭和55年生		26万円
8351	男		昭和26年生		30万円
8352	男		昭和45年生		30万円
8353	男		昭和45年生		30万円
8354	男		昭和47年生		38万円
8355	男		昭和39年生		42万円
8356	男		昭和39年生		32万円
8357	男		昭和54年生		29万円
8358	男		昭和44年生		30万円
8359	男		昭和57年生		23万円
8360	女		昭和55年生		10万円

## 別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
8361	男		昭和50年生		30万円
8362	男		昭和42年生		37万円
8363	男		昭和50年生		34万円
8364	男		昭和44年生		25万円
8365	男		昭和49年生		27万円
8366	男		昭和56年生		25万円
8367	男		昭和58年生		8万円
8368	女		昭和57年生		8万円
8369	男		昭和34年生		40万円
8370	男		昭和43年生		40万円
8371	男		昭和46年生		37万円
8372	男		昭和47年生		36万円
8373	男		昭和47年生		39万円
8374	女		昭和42年生		33万円
8375	女		昭和37年生		20万円
8376	女		昭和24年生		23万円
8377	男		昭和34年生		17万円
8378	男		昭和43年生		18万円
8379	男		昭和46年生		32万円
8380	男		昭和41年生		30万円
8381	男		昭和46年生		17万円
8382	男		昭和48年生		33万円
8383	男		昭和54年生		30万円
8384	男		昭和56年生		32万円
8385	男		昭和32年生		39万円
8386	男		昭和52年生		26万円
8387	男		昭和16年生		40万円
8388	男		昭和58年生		22万円
8389	男		昭和63年生		6万円
8390	男		昭和21年生		36万円
8391	男		昭和52年生		35万円
8392	男		昭和45年生		30万円

## 別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
8393	女		昭和24年生		2万円
8394	女		昭和25年生		2万5,000円
8395	女		昭和20年生		2万5,000円
8396	女		昭和24年生		2万5,000円
8397	女		昭和21年生		1万8,000円
8398	女		昭和38年生		8,000円
8399	男		昭和44年生		2万4,000円
8400	男		昭和55年生		1万円
8401	女		昭和30年生		1万円
8402	男		昭和58年生		2万5,000円
8403	男		昭和24年生		1万6,000円
8404	男		昭和46年生		5万6,000円
8405	男		昭和30年生		5万6,000円
8406	男		昭和45年生		6万2,000円
8407	男		昭和35年生		2万4,000円

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私の国民年金の加入記録を見ると、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いが、学生で実家を離れていた平成4年4月ごろ、母から、「A市役所で国民年金の加入手続をした。保険料を納付しておく。」との電話連絡があったことを記憶している。

両親のこれまでの堅実な生活ぶりから、私の申立期間の国民年金保険料が未納になっているとは考え難い。

母が加入手続をした旨を記述している当時の母の日記を提出するので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、その母親の日記を見ると、平成4年4月8日の日付で、i) 同人が同日に申立人の国民年金加入手続のために市役所に出向いたこと、ii) その際、3年4月にさかのぼって保険料を納付するよう説明を受けたことがうかがえる記述が確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の払出日（申請免除に伴うもの）の記録から、平成4年4月ごろに払い出されたものと推認され、上記日記の日付及び加入手続を行ったとする内容と符合する。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、前述の国民年金手帳記号番号により、加入手続を行った平成4年4月であれば現年度保険料として、また、同年5月以降であれば過年度保険料として、いずれも納付が可能であったと考えられる。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金保険料は、加入手続を行った平成4年4月の保険料が同年4月16日に納付され、同年5月以降の保険料も順次翌月初旬に納付されていることが確認できるが、申立期間の保険料については納付された記録が無い。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、当該保険料を納付したとされる申立人の母親も、納付についての記憶が曖昧であり、納付時期及び方法について聴取することができない上、同人は、前述の日記について、「毎日記述していたわけではないものの、本来なら書くはずの申立期間の保険料を納付した旨の記述が無く、保険料を納付したかどうかは分からない。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録から、平成5年9月8日に申立期間に係る過年度保険料の納付書が社会保険事務所（当時）において作成されていることが確認できるが、この機会においても納付の記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

大学を卒業してA市の実家に戻った際、母から、国民年金保険料の納付が免除されている申立期間について追納を勧奨するはがきが届いていると聞き、私は、「追納は任意なので納付しなくてもよい。」と言ったが、後日、母から当該保険料を納付したと聞いた。

しかし、申立期間の記録は免除のままとなっており、納得できないので、国民年金保険料を納付済みと訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付免除を承認されていた申立期間の国民年金保険料を申立人の母が納付したと主張しているが、申立人の申立期間における住所地であったB市及びA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間は免除期間とされたままであることが確認できる。

また、免除期間の国民年金保険料を追納するためには、納付に先立って追納の申込みが必要であるが、オンライン記録を見ても、当該申込みが行われた事跡は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を追納したとする申立人の母親は、追納を勧奨するはがきが届いたこと、及び申立期間の国民年金保険料を工面した方法及び納付したことを明確に記憶していない。

加えて、日本年金機構は、追納の勧奨は市町村ごとに行っていたが、はがきを送付するのは本人あてであり、実家に送付することは考え難い上、国民年金保険料の免除を受けている期間中に、当該免除分の保険料追納を勧奨することは考え難いとしている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成17年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月から同年6月まで  
国民年金保険料の納付督促状が届いたので、夫がタクシーで社会保険事務所（当時）に行き、申立期間の国民年金保険料に係る納付書を受け取るとともに申立期間後の免除申請を行い、その帰宅途中又はしばらく後に、最寄りの郵便局又は金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。

しかし、申立期間の記録は未納のままとされており、納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、夫が国民年金保険料を納付したと申し立てているが、その夫の保険料納付に関する記憶は納付時期及び納付金額などが曖昧であり、申立人も保険料納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、平成14年4月以降に国民年金保険料の収納事務が国に一元化されて以後は、保険料収納機関での収納事務及び社会保険庁（当時）への書類等の送付は、光学化・機械化等により記録管理の強化が図られたため、保険料収納後の事務的過誤の可能性は少なくなったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から7年1月まで

平成7年2月に、A市役所に夫と共に国民年金第3号被保険者の申請に行った際、私に国民年金保険料の未納期間が有ることが分かったので、夫が同市役所国民年金課の窓口で、過去2年分の保険料を現金で一括納付した。ところが、ねんきん特別便では申立期間が未納とされていることに納得できないので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年2月ごろに国民年金第3号被保険者への切替手続のため出向いたA市役所において、未納となっていた国民年金保険料のうち、申立期間の保険料を一括して納付したと主張している。

しかし、平成7年2月の時点で、申立期間の国民年金保険料のうち、6年3月以前の保険料は過年度分となるころ、A市は、「申立期間当時、過年度保険料に係る納付書を市役所が発行して渡すことはなかった。」としており、同市が当該保険料を収納するとは考え難い。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料として20万円台の現金をA市役所窓口において納付したとしているところ、申立期間当時、同市役所において納付が可能であった現年度分の保険料の金額は11万1,000円であり、申立人の夫が納付したとする金額と一致しない。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、平成7年2月ごろに申立期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含む別読みによる氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払

い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から3年7月まで

平成3年又は4年ごろ、夫の勤務先の会社に関与していた社会保険労務士に年金について相談したところ、同社に勤務する前の申立期間に係る未納の国民年金保険料をさかのぼって納付した方が良いと聞いたので、私が夫婦二人分の保険料を市役所の窓口で納付した。

しかし、申立期間について、夫の国民年金保険料は納付済みになっているのに、私の保険料は未納のままとされていることに納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所の窓口でさかのぼって納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、夫の年金記録は、申立期間の保険料を平成4年4月から5年5月までの間に10回に分けて過年度納付していることが確認できる上、A市の担当者は、「申立期間当時、市役所の窓口で過年度保険料の預かりを行っていた。」と陳述しており、申立人の主張と符合する。

しかし、行政機関における申立期間当時の事務処理状況についてみると、既に納付書のOCR（光学式文字読取装置）化、収納事務のオンライン化後の時期に当たっている。一方、申立人が同時に納付したとする申立人の夫の国民年金保険料の収納は10回と多数回にわたり行われており、これらすべての機会において、行政側が申立人の事務処理を誤るとは考え難い。

また、申立期間当時の過年度保険料の納付処理については、金融機関から社会保険事務所（当時）へ送付される領収済通知保険料額と、金融機関から日本銀行へ振り込まれる国民年金保険料額とを毎日突き合わせている上、納

付書を直接システムに読み込ませて納付記録を残していることから、納付記録の遺漏は発生し難いと考えられる。

さらに、申立人に係るA市の被保険者名簿を見ても、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 54 年ごろ、社会保険事務所（当時）又は A 市役所の職員が国民年金の加入及び国民年金保険料の納付を勧めるため何度か自宅に来ていたが、当時、父が経営する店で働いていたので、収入が無く、保険料を納付できなかった。昭和 56 年ごろから給料をもらうようになり、父が私の給料から、保険料を差し引いていたと生前話していた。

また、私の母は、昭和 56 年 4 月ごろから、自宅に送られてくる納付書を使って、自身及び父の国民年金保険料と一緒に私の保険料も銀行で毎月納付していたと話していた。

しかし、私の申立期間の国民年金保険料は、両親が納付済みであるのに、私の分だけが未納の記録とされており、納付できない。

私の申立期間の納付記録を調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を両親の分と一緒に金融機関で納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間に係る申立人の両親の納付記録を見ると、両親は同日に国民年金保険料を納付していることが A 市の国民年金被保険者名簿で確認できるが、申立人については、未納の記録になっていることが同市の被保険者名簿で確認できる。

また、申立人は、その母親が納付していた申立期間の国民年金保険料の月額額は、7,000 円ぐらいだったと陳述しているが、A 市の説明によると、申立期間当時は 3 か月ごとに保険料を納付する方式である上、月額保険料も 4,500 円から 6,740 円までであり、申立内容と符合しない。なお、同市にお

いて保険料の納付が1か月ごとになったのは、申立人の納付記録が確認できる昭和61年度からであり、月額保険料も同年度から7,100円になっていることから、申立人の記憶は同年度以降のものであると考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、高齢のため当時の具体的な納付状況を記憶しておらず、申立人が給料から保険料を控除されていたことを示す明細書も無いことから、申立期間の保険料の納付状況を確認できない。

加えて、申立期間は60か月と長期間であり、これだけの長期間連続して納付記録が欠落するとは考え難い。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による申立期間の納付の可能性を確認するため、オンライン記録による各種の氏名検索を行った上、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 60 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 60 年 4 月まで

私は日ごろから、母親に年金加入期間が抜けることのないよう注意しなさいと言われていたので、昭和 58 年 8 月に会社を退職後、A 市で国民年金の加入手続を行ったように思うが、どこで、いつどのように手続したのか詳細は覚えていない。

私は申立期間の国民年金保険料を自身で納付した記憶がないので、母親が保険料を納付していたと思うが、母は平成 5 年\*月に亡くなったので納付に係る詳細は分からない。

私は申立期間の納付について詳細は覚えていないが、母が生前に私の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、私の申立期間の納付記録を、もう一度調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 8 月に会社を退職後、A 市で国民年金の加入手続を行い、その母親が申立期間の国民年金保険料を、納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号直前の第 3 号被保険者の資格取得日のオンライン入力時期から、平成元年 9 月ごろに A 市で加入手続を行ったものと推定できる上、申立人の所持する国民年金手帳に記載されている、国民年金被保険者資格の取得日が同年 9 月 1 日であること、及び申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日も同日であることから、申立内容とは符合しない。また、加入時点において、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続に係る記憶が定かではなく、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の具体的な納付状況を確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年11月までの期間及び42年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から41年11月まで  
② 昭和42年2月

昭和39年10月ごろに、母親が私の国民年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付していたと母親から聞いたことがある。

当時私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納めていたことなど詳しいことは全然覚えていないが、母親が私の分の保険料を納付していたはずである。

それにもかかわらず、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月ごろに、申立人の母親がA市B区で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も母親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日にA市B区で払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、日本年金機構は、「申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度の特別適用対策により職権で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により推定できる。」と説明しており、申立人の母親が国民年金の加入手続をしてくれたという陳述とも符合しない。

さらに、申立人は、国民年金加入時点において、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付、申立期間②の保険料を現年度納付することが可能であるが、両期間の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しているため、

当時の具体的な納付状況を確認できない。

加えて、申立人は昭和 55 年 3 月 1 日に C 市で別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この時期は、第 3 回特例納付の実施期間中であることから、申立期間①及び②の国民年金保険料を特例納付することが可能であるが、申立人は過去の未納保険料をさかのぼって納付した記憶はないと陳述している上、申立人に係る特殊台帳にも、特例納付していたことを示す記録は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年8月まで

私は、会社退職後すぐに、ハローワークで雇用保険の手続きを行い、A市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続きを行った。

自宅に送付された納付書だったか窓口でもらった納付書だったか覚えていないが、私が駅前にある金融機関で毎月国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、国民年金の加入手続きを行い、送付された納付書か窓口でもらった納付書により金融機関で毎月国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、B市の被保険者名簿から、平成5年1月11日の国民年金資格の再取得及び同年9月13日の第3号被保険者への種別変更届出を婚姻後の同年10月13日にB市で行っていることが確認できる上、申立人のオンライン記録からも、第3号被保険者への種別変更処理が同年10月21日に入力されていることが確認でき、B市の被保険者名簿に記録された届出日と符合するため、この時期にこれらの届出を行ったものと推測される。この場合、会社を退職した同年1月ごろにA市で国民年金の加入手続きを行ったとする申立内容と符合しない。

また、平成5年10月の届出時点において、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの国民年金保険料は過年度保険料としてさかのぼって納付が可能であるが、金融機関で毎月保険料を納付したとする申立内容と符合しない上、申立人はさかのぼって保険料を納付したことはないと陳述している。

さらに、申立期間のうち、平成5年4月から同年8月までの国民年金保険

料は現年度納付が可能であるが、申立人は7年3月までB市に居住していたにもかかわらず、A市の金融機関又はA市役所で1か月ごとに保険料を納付したと陳述するのみで、具体的な納付状況は不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

平成3年度から学生に対しても、国民年金の加入を義務づけられたが、母子家庭であったため、免除申請の手続を行った。私の手元にねんきん特別便が届き、内容を確認したところ、学生時代に免除申請を行った記録が無かった。納付記録の照会を行ったら、平成4年4月から5年3月までの期間は申請免除の記録が確認できたが、3年4月から4年3月までの期間は申請免除の記録は確認できないとの内容だった。

免除申請の手続を行ったのは私の親戚であり、母に確認したところ、平成3年度及び4年度の2回手続を行った記憶がはっきりあると言っており、私自身も免除申請手続を行ってもらった記憶があるので、申立期間の申請免除の記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年度及び4年度の2回とも免除申請の手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは平成4年4月ごろであると推定される。この場合、加入手続時点において、申立期間の免除申請をさかのぼって行うことはできない。

また、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うことが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から11年7月までの期間及び12年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年7月から11年7月まで  
② 平成12年2月から同年4月まで

私は、平成12年5月に、現在、在職している会社に勤め始めるまでは、A市に居住していた。

申立期間①の国民年金保険料は、平成10年7月に会社を辞めた後に、役所から国民年金への加入勧奨の書面と保険料の納付書が送付されてきた。その納付書で、11年8月に次の会社に勤めはじめる前に郵便局にて一括で保険料を納付した。

申立期間②の国民年金保険料は、現在の会社に転職するためにB市へ転居することとなり、平成12年4月末ごろにA市役所へ転居手続きに行った際に申立期間の保険料を納付した記憶があるが、書類など保険料を納付したことを証明するものをもらったかどうかは記憶がなく、手元にも残っていない。

申立期間の未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料は郵便局にて一括で納付し、申立期間②の国民年金保険料は、A市役所で転居手続きの際に一括で納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、申立人は平成10年7月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、国民年金への加入を行う必要があったが、同オンライン記録から、申立人に対し国民年金に加入するこ

とを勧奨する「第1号・第3号被保険者取得勧奨」が11年3月25日に行われた上、同様の勧奨が同年8月24日にも行われていることが確認できる。この場合、勧奨実施時点では、申立人は国民年金への加入手続を行っておらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失後は国民年金の未加入期間であったものと推測されることから、申立期間①の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人のオンライン記録からは申立期間①の国民年金への加入手続時期は分からないが、平成11年8月24日に行われた加入勧奨後に、申立人は加入手続を行ったものと推測される。この場合、次の会社に勤める同年8月2日までに申立期間①の国民年金保険料を一括納付したとする申立内容と符合しない。

さらに、申立期間①のうち、平成10年7月から11年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となるため、社会保険事務所（当時）が発行する過年度納付書で保険料を納付する必要があるが、申立人は市役所が発行する現年度納付書についての記憶しかない。

加えて、申立人は、申立期間①における国民年金の加入手続についての記憶は定かでなく、役所から国民年金の加入勧奨についての書類及び納付書を同封して送付されてきたと陳述しているが、社会保険事務所は国民年金の加入勧奨の通知は行うが加入手続前に納付書を送付することはない上、市も「厚生年金保険被保険者資格を喪失した者への国民年金の加入勧奨は行っていない上、国民年金の加入手続前に納付書を送付することもない」と説明しており、申立内容と符合しない。

申立期間②について、申立人の国民年金に関する資格をみると、申立人のオンライン記録から、申立人は平成11年8月2日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、その後、申立人が国民年金に加入した記録は見当たらない。また、申立人所持の年金手帳の資格記録欄の記載からも、同年8月2日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、再び国民年金に加入した形跡は見当たらない。このことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入状況をみると、オンライン記録から、申立期間②について国民年金の加入を勧奨する第1号・第3号被保険者取得勧奨の初回の勧奨関連対象者一覧が平成12年4月24日に作成されている上、最終の勧奨関連対象者一覧が13年8月23日に作成されていることが確認できることから、B市へ転居する前の12年4月末ごろに申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、市役所での転居手続の際に、国民年金の加入手続と同時に申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で納付したと陳述しているが、A市役所では国民年金保険料は市役所の窓口では納付することはできず、申

立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号の付番について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月

平成8年1月にA市へ引っ越した約1年後に、妻の年金についての住所変更手続のため、妻と一緒に市役所に行った際、妻が窓口で職員から「夫婦二人分の平成8年1月の1か月の国民年金保険料が未納です。」と言われ、夫婦二人分の保険料2万3,400円を窓口で納付した。保険料は、年金特別便か定期便で知り、1か月1万1,700円で二人分で2万3,400円だった。

妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したのに、私だけが未納されていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市へ引っ越した約1年後に、市役所に行き、妻が夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を窓口で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人のオンライン記録を見ると、厚生年金保険の加入記録は確認できるが、国民年金に加入した記録は見当たらない上、申立期間については、国民年金又は厚生年金保険に加入した記録はともに見当たらないことから、申立期間は公的年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人はA市役所で妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の妻のオンライン記録を見ると、平成8年1月22日の第3号被保険者から第1号被保険者への変更が9年8月7日に行われた上、10年2月4日に申立期間の過年度納付書が作成されていることが確認できるとともに、申立期間の保険料を同年2月27日に過年度納付していることが確認できることから、A市へ引っ越した約1年後に同市役所で夫婦二人分

の保険料を納付したとする申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から11年5月まで

私は、国民年金保険料の納付が困難なときは学生の時から免除の手続を行っていた。未納になったときの保険料は、後から送られてきた納付書で納付していたので未納の期間は無いはずである。

国民年金保険料の免除手続をした申立期間の記録が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付が困難なときは免除の手続を行っていたので未納の期間は無く、申立期間は免除の手続を行っているはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、申立人は平成10年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、国民年金への再加入手続を行う必要があったが、同オンライン記録から、申立人に対し国民年金に加入することを勧奨する「第1号・第3号被保険者取得勧奨」が12年8月21日に行われたことが確認できる。この場合、勧奨実施時点では、申立人は国民年金の再加入手続を行っておらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失後は国民年金の未加入期間であったものと推測されるところ、国民年金保険料の免除申請が可能な期間は、申請をした月の前月からであり、勧奨実施時点において、さかのぼって申立期間の免除申請手続を行うことはできない。

また、オンライン記録を見ると、平成13年4月から14年3月までの保険料について、13年5月31日に免除の申請を行っていることが確認できることから、申立人が国民年金の再加入の手続を行ったのは、第1号・第3号被

保険者取得勸奨が行われた12年8月から免除の申請を行った13年5月までの間であったと推定できる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間後の平成11年6月の国民年金保険料を、13年7月24日に過年度納付していることが確認でき、以後、14年3月20日までの間に13年3月までの保険料をすべて過年度納付していることが確認できるところ、過年度納付を開始した同年7月の時点で、申立期間を含む10年12月から13年3月までの保険料は未納であったものと考えられる上、過年度納付開始の時点において、当該未納期間のうち、申立期間の保険料については、納付期限から2年を経過していたことから、時効により制度上納付することはできない。

加えて、オンライン記録を見ると、申立期間の国民年金保険料が申請免除された形跡は見当たらないところ、申立期間当時の保険料免除申請手続は、申請受付後の事務処理を機械化により行っていることから、コンピュータ記録に登録されないまま免除が承認されたものとは考え難い。

そのほか、申立期間の国民年金保険料について免除申請手続を行うことが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年2月まで

私は、会社を退職した平成6年3月ごろに、国民年金保険料が未納である旨の催告を受けたのでA市役所のB出張所で申立期間の保険料を納付した。会社を退職したのでこの時に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳をもらった。

申立期間の国民年金保険料が納付とされていないのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年3月ごろに、申立期間の国民年金保険料が未納である旨の催告を受けたので申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況から、申立人は平成6年3月ごろに加入手続を行ったものと推定でき、加入手続時期についての申立人の陳述と符合するが、加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない。

また、申立人は、会社を退職した平成6年3月ごろに、国民年金保険料が未納である旨の催告を受けたと陳述しているが、申立期間については学生であったため国民年金に加入しておらず、催告を受けた時までは国民年金の加入手続をしていなかったとも陳述している。この場合、催告を受けたとする時点においては、申立人は国民年金に加入していないことから、申立期間の保険料についての催告は行われぬ。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで  
私の国民年金は、私が学生時代であった平成2年の春から夏ごろにかけて母が任意加入の手続を行い、母が国民年金保険料を納付してきた。  
申立期間が未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金の被保険者資格については、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金の第1号被保険者に該当した日までさかのぼって被保険者資格を取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月11日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人に係るA市の国民年金記録を見ると、平成3年4月30日付け受付日の記録には、昭和62年12月1日に被保険者資格を取得した後、平成元年4月1日に資格を喪失し、3年4月1日に再度資格を取得していることが確認できることから、同市が事務処理を行った同年4月30日時点において、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない任意未加入期間であったことが確認できる。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していたとしているものの、申立期間当時の状況についての記憶が曖昧であるため、申立期間当時の保険料の具体的な納付状況等は不明である。

加えて、申立人の母親が申立内容どおり、平成2年の春から夏ごろにかけて国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を現年度納付

するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人に申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から52年12月まで

私の国民年金は、昭和48年に市役所から加入勧奨があったので、父が加  
入手続を行い、母親が集金人に国民年金保険料を納付してきたと父から聞  
いている。

それなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得  
できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金の被保険者資格については、加入手続の時期及び国民年金保険料  
の納付の有無にかかわらず、国民年金の強制加入被保険者に該当した日まで  
さかのぼって被保険者資格を取得するものとされている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号  
番号前後の被保険者の状況等から、昭和53年1月に加入手続が行われたも  
のと推定され、国民年金被保険者資格を取得した48年6月2日まで、さか  
のぼって強制加入被保険者の資格を取得していることが特殊台帳及び申立人  
が所持する国民年金手帳により確認でき、この時点において、申立期間のう  
ち、同年6月から49年12月までの期間については、制度上、時効により国  
民年金保険料を納付することができない期間であり、過年度納付により保険  
料の納付が可能な50年1月から51年3月までについては、基本的に現年度  
の保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできないと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間  
の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親も明瞭な記憶がないと  
申立人が陳述していることから、申立期間の国民年金保険料の具体的な納付  
状況等は不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認したほか、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は4年以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落するとは考え難い。

加えて、申立人に申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から同年10月までの期間及び同年12月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月から同年10月まで  
② 平成11年12月から12年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の納付について、時期は覚えていないが、自身で納付したのは間違いない。

国民年金への加入手続も自身で行い、今まで一度も支払うべきものを支払わなかったことがないので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間①及び②に係る被保険者期間については、平成15年12月15日に追加されたことが確認できることから、当該期間は、記録が追加される前まで、国民年金保険料を納めることができない未加入期間である上、記録が追加された時点においては、制度上、時効により保険料を納めることはできなかったものと考えられる。

また、A市の被保険者名簿を見ると、申立人は、平成11年2月11日に国民年金の加入手続を行った際、同年3月から口座振替による納付の申出を行った後、同年6月21日に厚生年金保険の資格を取得したことにより同年7月以降の口座振替が停止されている事跡が確認できる上、申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失については、15年11月14日に判明していることから、申立期間①及び②は未加入期間となり、納付書の発行も行われていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、平成11年2月に国民年金の加入手続を行った以外に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことはないと陳述している。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 57 年 2 月までの期間、平成元年 4 月から 4 年 12 月までの期間及び 8 年 12 月から 9 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 57 年 2 月まで  
② 平成元年 4 月から 4 年 12 月まで  
③ 平成 8 年 12 月から 9 年 4 月まで

昭和 47 年 4 月ごろ、母が A 市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。その後、私が 57 年 3 月に海外へ留学するまでは、母が私と母の二人分の国民年金保険料を A 市役所で納付してくれたと思う（申立期間①）。

海外へ留学する前に、母から「今後は自立して国民年金も支払うように。」と言われたのを記憶しており、昭和 60 年に帰国した後、B 市役所で加入手続を行い、C 市に転居してからは、私が金融機関又は C 市役所で国民年金保険料を納付したと思う（申立期間②及び③）。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 47 年 4 月にその母親が国民年金の加入手続をしてくれたと思うと申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 4 月 24 日ごろに払い出されていることが申立人の前後の任意加入被保険者の払出状況から推認でき、申立人は、当該払出日から 47 年 4 月 21 日までさかのぼって第 1 号被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時は国民年金に未加入であり、当該払出時点において、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人の母親が申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納

付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、当時の住所地における申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市では、同市において国民年金に加入しているすべての被保険者の台帳及び収滞納一覧表を保管しているものの、申立人に係るこれらの関連資料等は見当たらないとしていることから、申立人は、A市において国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとしている申立人の母親も高齢等のため、当時の事情を聴取しても回答できない状態であると陳述していることから、具体的な納付状況については不明であるとともに、申立期間は、9年11か月と長期間に及び、このような長期間にわたり申立人の納付記録が毎月連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和63年7月にB市からC市に転居していることが戸籍の附票により確認できるものの、i) 申立人が所持する年金手帳に住所変更の記載がないこと、ii) 申立人にC市役所において国民年金の住所変更届出を行ったか否かの記憶が曖昧であること、iii) C市は、申立人に係る国民年金の記録及び関連資料等は見当たらないとしていることから、申立人は、転居後すぐに国民年金の住所変更を行っておらず、平成元年度以降の現年度分の国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するのみで、申立期間当時の具体的な納付状況についての記憶が曖昧である。

さらに、申立期間は、3年9か月と長期間に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎月連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人は、平成18年1月17日に8年12月1日までさかのぼって第3号被保険者の資格を喪失し、同時に第1号被保険者の資格を取得した後、9年5月14日に資格を喪失している訂正の処理がなされていることが確認できる。したがって、申立期間は、上記の訂正がなされるまで第3号被保険者期間が続いていたものと考えられることから、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することができず、上

述の処理がなされた 18 年 1 月 17 日の時点において、申立期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するのみで、具体的な納付状況についての記憶は曖昧であるとともに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間のうち、平成 9 年 1 月以降は基礎年金番号が導入されており、これに基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況であったことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとしても、その納付記録が欠落することは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 11 月まで

私は、婚姻後、しばらくの間は国民年金に加入していなかったが、昭和 51 年ごろ、母が A 市 B 区役所で私と妻の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。その後、母が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、私が営む店の経営状況が悪くなってきたので、昭和 55 年度から 61 年度まで母が免除申請をしてくれたと思う。

申立期間以降は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、申立期間は妻も納付済みとなっているので未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について申立人の妻が夫婦二人分を納付したと申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立人の妻は、昭和 62 年 4 月から平成 6 年 10 月までの保険料を現年度納付しているものの、申立人は、申立期間直後の元年 12 月から 4 年 2 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、夫婦の納付方法は相違しており、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、上記過年度納付期間のうち、納付日が確認できる平成 2 年 4 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料を 3 か月ごとに、同年 4 月から 4 年 2 月までの保険料を 1 か月ごとに、いずれの月も納付日の時点から時効にかからず納付が可能な時期までさかのぼって過年度納付していることが確認でき、これらの過年度納付を行った時点において、申立期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない。

さらに、オンライン記録において別の読み方による各種の氏名検索を行っ

たが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとしている申立人の妻に聴取したが、具体的な納付状況について記憶が曖昧であり、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 58 年 9 月まで

私は、昭和 49 年 5 月ごろに、父から国民年金に加入するよう勧められ、私又は母が加入手続をしたと思うが、どこで手続をしたかは覚えていない。

国民年金保険料は、加入後、まとめて支払ったことはなく、納付について記憶は定かではないが、毎月、自分の給与の中から 5,000 円ぐらい母に手渡していたので、その中から私の保険料を納付してくれていたと思う。

父と母の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 11 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認できることから、このころに申立人の加入手続が行われたものと推定され、申立内容と符合しない上、この時点において、申立期間のうち、49 年 5 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立人に係る特殊台帳の昭和 58 年度の欄には、当該過年度納付の記録が無いことから、申立人は、上記期間の保険料を被保険者記録がオンライン化された昭和 60 年 4 月以降に過年度納付したものと考えられ、この時点において、57 年 10 月から 58 年 2 月までの保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を明確に記憶しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親も既に死亡しているため、申立期間における保険料の納付状況等については不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿をすべて視認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は9年間に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回欠落することは考え難い。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から52年3月まで

私が学生だったころ、区役所から国民年金の加入案内が届き、その約1年後の昭和47年3月ごろ、父は、「学生の間は支払ってあげるが、社会人になったら自分で支払うんやぞ。」と言っていたので、父がA市B区役所で私の国民年金保険料を納付していたのは間違いない。

当時、私は、「C」と呼ばれており、また、私と父の名字が違ったこと等から、記録が漏れているかもしれないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人には、昭和49年4月1日を国民年金強制加入被保険者資格の取得日として、平成10年11月17日に基礎年金番号が付番されるまで、国民年金加入履歴は見当たらず、申立期間のうち、昭和47年3月から49年3月までの期間は、国民年金未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、また、基礎年金番号が付番された時点において、申立期間のうち、同年4月から52年3月までの期間については、既に時効の成立により、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、本名以外の通称名で呼ばれることがあったと申し立てていることから、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人の当時の住所地であるB区及びD区並びに父母の住所地であるE区を管轄する各社会保険事務所（当時）における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親はいずれも、「申立期間に係る国民年金加入

手続は、申立人が大学生であったころ、父がA市B区役所で行い、その後の国民年金保険料も同区役所で父が納付していた。」と陳述しているものの、兩人共に加入手続及び保険料納付には直接関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に死亡しており、申立期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる関連資料を保存しておらず、このほか申立期間における保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から3年3月まで

私は、学生であった時に、「国民年金に加入していないと障害者になった時に年金がもらえない。」と聞き、親に勧められて国民年金に加入することとし、母がA市役所B出張所へ行って国民年金の加入手続をし、母親が兄の国民年金保険料とともに私の分も一緒に金融機関で納付していた。母親が納付したと言っているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であったところに、母親がA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の記録から、平成3年5月ごろに払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間は任意未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格は、制度改正により、学生も強制加入とされた平成3年4月1日に初めて第1号被保険者として取得しており、申立人が所持する国民年金手帳を見ても、国民年金について「初めて被保険者となった日 3年4月1日」と記載されていることから、申立人が申立期間において国民年金被保険者資格を取得していたことを確認することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、母親が兄の保険料とともに金融機関で納付したと申し立てているところ、オンライン記録を見ると、兄に係る国民年金被保険者資格の取得履歴は確認できず、昭和62年11月か

ら平成2年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得する直前の同年3月までの期間について、兄は国民年金未加入期間となっており、制度上保険料を納付することはできず、申立内容と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それを担っていた申立人の母親から、申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 5067(事案 2013 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から同年 6 月までの期間及び同年 9 月から 50 年 3 月まで期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から同年 6 月まで  
② 昭和 43 年 9 月から 50 年 3 月まで

昭和 43 年 3 月ごろに勤めていた会社を辞めた後、母が A 市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は当時自宅に未亡人会の人が定期的に集金に来ており、母が申立期間の保険料を納付してくれていたと思う。44 年 5 月に結婚した後は、母が夫の分と一緒に夫婦二人分の保険料を納付してくれており、特に同年 10 月から 50 年 3 月までは夫の分は納付済みとなっているのに私の分だけ未納とされており、納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の回答を受けた。

上記第三者委員会の回答後に見つかった夫の国民年金手帳と同じ色の国民年金手帳を、当時、私も持っていたが、転居の際に紛失した。間違いなく母が国民年金保険料を夫の分と一緒に納付してくれていたはずなので、改めて調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 3 月 26 日ごろに払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間①の全期間及び②のうち 48 年 12 月以前の国民年金保険料は制度上、時効により納付することができず、49 年 1 月から 50 年 3 月までの保険料は過年度保険料となり、集金人は収納できない上に、A 市役所では、集金人制度を設けていたのは 43 年ごろまでであったとしており、申立内容と符合しないこと、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索によ

っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらなかったことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

そこで、今回、申立人は、国民年金保険料の納付を示す新たな資料として、申立人の夫の国民年金手帳の写しを提出したが、当該手帳を見ると、夫の氏名、生年月日、夫が払出しを受けた国民年金手帳記号番号が記載されているほか、検認記録欄及び添付されている領収書を見ても、夫が国民年金保険料を納付した事跡は確認できるものの、申立期間における申立人の国民年金の加入及び保険料納付の事跡をうかがうことはできず、当該手帳をもって、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料と認めることはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間②後の昭和 51 年 3 月 26 日に払い出された上、その手帳記号番号により申立期間②直後の 50 年 4 月から現年度保険料が納付されているが、申立人は、これらの時期よりも前の 43 年 3 月ごろに、母親が A 市において、申立人の国民年金の加入手続を行い、別の手帳記号番号の払出しを受けた上、集金人に対し、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、申立期間の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、改めて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、A 市を管轄する社会保険事務所（当時）における手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立内容によると、A 市では、申立人から別の国民年金手帳記号番号で申立期間の現年度保険料の収納を行いながら、申立人に対し、申立期間②後の昭和 51 年 3 月 26 日に、新たに手帳記号番号を払い出し、その手帳記号番号で申立期間②直後の 50 年 4 月以降の現年度保険料の収納を行ったこととなるが、申立内容に不自然さを認めない。

加えて、今回も、申立人から当時の事情について聴き取り調査を行ったが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については、死亡した母親が行い、自身は一切関与していないとしており、加入手続、納付状況等の具体的事情を聴取することができず、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

以上のことから、申立人提出の資料からは、申立人の申立期間の保険料納付を示す内容は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から3年3月まで

私は、国民年金の加入手続について記憶はなく、自分が国民年金保険料を納付し始めた時期についても定かでないものの、おおむね毎月、郵便局で保険料を納付していたと思う。

その後、親から「国民年金保険料を納付しなければならない。」と言われたのと、アルバイト先でも同様の話を聞いたことから、金額こそよく覚えていないが、未納がないよう、1年を超えない程度の期間について、まとまった金額の保険料を、郵便局の窓口でさかのぼって納付したはずである。なお、郵便局の窓口で保険料を納付する際には、「厚紙でできた台帳のようなもの」に、保険料を納付した月についてスタンプを押してもらっていた記憶があるが、領収証書等があったかどうかは分からない。

この「台帳のようなもの」はもう手元に無いが、この時さかのぼって国民年金保険料を納付したことで、自分の納付記録には、保険料を納付していない期間など無いはずである。ところが、申立期間が保険料を納付していない期間とされていると知り、納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期について、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号に存在する国民年金第3号被保険者の記録処理日付及び免除申請者の申請日付を見ると、いずれも平成3年4月ないし同年5月中であることがオンライン記録から確認でき、A市の国民年金保険料収滞納一覧表についても、平成3年度分以降のものしか、その作成を確認できないことから、申立人については、この時期に加入手続がなされたものと推

認できる。この場合、平成元年 11 月の数か月後の時点において、既に国民年金に加入した上、定期的な国民年金保険料の納付を開始したとしている申立内容とは一致しない。

また、申立人は、さかのぼって国民年金保険料の納付を行った時以外は、おおむね毎月保険料を納付していたとしているが、申立期間直後の期間にあたる平成 3 年度の保険料の納付状況について、前述の市の収滞納一覧表及びオンライン記録を見ると、i) 平成 3 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月を同年 7 月 1 日に、ii) 同年 7 月の 1 か月を同年 7 月末日に、iii) 同年 8 月及び同年 9 月の 2 か月を同年 9 月 20 日に、iv) 同年 10 月から同年 12 月までの 3 か月を同年 12 月 17 日に、v) 4 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月を同年 2 月 28 日に、それぞれ納付していることが確認でき、少なくとも毎月定期的に保険料を納付しているという状況は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、数か月さかのぼって納付した期間のみならず、その後、毎月定期的に納付していた期間についても、郵便局の窓口で納付したとしているが、A 市によると、郵便局の窓口で現年度保険料が納付可能となったのは平成 8 年 10 月からであったとしていることから、少なくとも申立期間当時、現年度保険料を定期的に郵便局で納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月及び同年 4 月

私が A 社退職後、国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきた。B 社入社後は経理の担当者に申告し、国民年金から厚生年金保険に切り替えるために、C 社会保険事務所（当時）に電話で連絡してもらったのを覚えている。申立期間の保険料は送付されてきた納付書によりコンビニエンスストアで納めたように記憶している。その後、同社を退職するまで役所から何の連絡もなかったが、退職してすぐに納付書が届いたので納付した。

しかし、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。当時の領収書等納付事実を証明するものはないが、確かに納めた記憶があり、未納に対する請求はなかったもので、厳正に調査し、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 14 年 3 月に A 社を退職後、申立期間の納付書が自宅に送付されてきたと主張しているが、オンライン記録によると、15 年 8 月 26 日に社会保険事務所（当時）で作成された国民年金の未適用者一覧表において、申立人が未加入者として取り扱われている状況が確認できることから、申立人に対して納付書が作成されることはない上、申立期間は未加入期間となり、制度上国民年金保険料を納付することができず、申立内容とは一致しない。

また、申立人は平成 14 年 3 月に上記会社を退職してすぐに送付されてきた納付書により、コンビニエンスストアで申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、保険料がコンビニエンスストアで納付可能となったのは 16 年 2 月以降であり、申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）はなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

昭和 61 年、A 市にあった勤務先を退職し、B 市の実家に転居して間もないころだと思うが、親の勧めを受けて私が B 市役所へ国民年金の加入手続に行くと、係の職員から、当市では手続できず、A 市で手続するようにと言われたので、A 市役所又は C 社会保険事務所（当時）で加入手続したと記憶している。加入後、国民年金保険料額及び納付場所は覚えていないが、納付書によって半年分ごと、又は 1 年分の保険料をまとめて納付していたと思う。領収書など納付を証明するものは何も残っていないが、自分の性格から納付書が送られてきたら、それを放置することはないので、申立期間が未納であるとは考え難い。申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年、勤務先を退職して間もないころに国民年金の加入手続を行った後、申立期間の国民年金保険料を半年分ごと、又は 1 年分一括して納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号が払い出されている第 3 号被保険者に係る事務処理日から、平成 4 年 12 月ごろと推認され、このことは、申立人が加入手続時に交付されたとしている国民年金手帳の住所欄に、D 市（平成 4 年 8 月に住民登録）の住所のみが記載されていることと整合している。この場合、申立期間については、上記の加入手続がなされたと推認される時点において、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、昭和 61 年に A 市にあった勤務先を退職した後、A 市役所

又はC社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は当時、B市に住民登録していることが確認できることから、A市役所又はC社会保険事務所において国民年金の加入手続が行われたものとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私は、平成9年3月末に会社を退職したことに伴い、同年4月ごろ国民年金に加入し資格を取得した。その時に申立期間である平成9年度について、国民年金保険料の免除申請も行ったはずなので、申立期間は当然、全額免除期間とされていなければおかしい。ねんきん特別便にも同年4月1日に資格を取得と書いてあるので、自分がこのころに手続を行ったのは間違いない。

ところが、平成10年5月ごろに、平成10年度の免除申請のため市役所を訪れた折、窓口で年金記録の確認を行ってみると、申立期間が全額免除期間とされていないことが判明した。そこで、申立期間をさかのぼって全額免除期間とするよう、その場で窓口の職員に申入れを行ったところ、申立期間については2度目の申請であったため、申立期間を全額免除期間とするとして、当該職員から口頭で申請を受理されたので、申立期間は全額免除期間とされているはずである。

しかしながら、近年、再度納付記録を確認すると、申立期間は未納期間とされていることが分かった。私が2度も手続したにもかかわらず、申立期間が全額免除期間とされていないのは、明らかな行政のミスであり、怠慢に違いないので、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月に、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請を行ったが、10年5月に平成10年度の免除申請を行った際に、申立期間について免除承認とされていないことが分かり、さかのぼって免除申請を受理してもらったと主張しているが、オンライン記録及び市の記録からは、申立人

について、申立期間に係る免除申請が受理され、それに対して承認処理がなされた事跡は確認できない。

また、申立人は、平成 10 年 5 月ごろ、平成 10 年度の免除申請を行うと同時に、申立期間についても、さかのぼって免除申請を行ったとしているが、オンライン記録からは、申立人に係る同年度の免除申請手続が、平成 10 年 5 月 31 日付けで受理されている事跡を確認でき、この時点では、制度上、申立期間について、さかのぼって免除申請を行うことはできず、申立内容とは一致しないとともに、これについては市もさかのぼって免除申請を受理することはしなかったとしている。

さらに、オンライン記録によると、平成 11 年 11 月に申立人に対し、未納期間の過年度保険料の催告を目的として国庫金納付書が作成されている事跡が確認できる。このことと、申立期間直後の平成 10 年度国民年金保険料について、全額免除の承認がなされている状況を踏まえると、少なくとも、申立期間のうち、前述の国庫金納付書作成時点で、遡及納付可能な期間であった平成 9 年 10 月から 10 年 3 月までの期間に未納期間が存在し、当該未納期間に対する催告が行われたものと推認でき、この場合、同年 5 月の手続時に、申立期間に係る免除申請が市に受理され、全額免除の承認がなされたとする申立内容とは相違する。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料について、免除申請が認められたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 59 年 3 月まで

私は、結婚後しばらくの間、国民年金保険料を納付していなかったが、ある時、どこかの役所から「保険料の未納通知」が送られてきたので、その後、自宅を訪れる集金人の男性に対して保険料を納め始めた。

また、最初に集金人に国民年金保険料を納めた際、定期的な保険料納付とは別に、昭和 50 年 3 月以降の未納期間に係る保険料として、2 年分（7 万円から 8 万円程度）をまとめて納付した。これにより私の納付記録に未納期間は無くなったはずであることから、私が先の集金人に保険料の納付を開始した時期は、少なくとも 52 年及び 53 年ごろであり、それ以降は、途中で納付方法が集金人による集金から納付組織による集金に変わり、最終的に口座振替による納付へと変わりはしたものの、いずれにせよ毎月継続的に保険料を納付していると思う。

ところが、納付記録を確認したところ、申立期間が 9 年間にもわたって未納期間とされており、これほど長期間、未納のままに放置しておくはずがない上、夫の納付記録を見ると、申立期間が納付済みとされており、私だけ未納期間となっているのは不自然である。加入手続の詳細は明らかでなく、領収証書等も残っていないが、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、少なくとも昭和 52 年から 53 年ごろには国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始したとしているが、申立人に係る市の国民年金被保険者台帳の受付日欄には「59.9.18」の記載が見受けられる上、国民年金手帳記号番号払出簿からは、申立人に係る国民年金手帳記号番号が、59 年 9 月

に払い出されていることが確認できることから、申立人についての国民年金の加入手続は、この時期になされたものと推認でき、申立内容と一致しない。この場合、上記加入手続より前の時期において、申立期間は未加入期間となることから、制度上、申立人が申立期間に係る保険料を現年度納付することはできない。

また、上記加入手続時点では、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月以前の期間については時効により、制度上さかのぼって納付できない期間であるとともに、同年 7 月以降の期間については過年度納付が可能であったものの、申立人は、52 年から 53 年ごろを始期とする継続的な現年度納付を主張している上、納付開始時以外には、さかのぼって保険料を納付した記憶はないとしている。

さらに、申立人は、納付開始時点において、過年度期間を含む 2 年分の国民年金保険料をさかのぼって集金人に納付したとしているが、市によると、集金人は現年度期間に係る保険料しか取り扱っていなかったとしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

ほかに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から59年3月まで

私は、昭和53年9月に会社を退職後、社会保険に未加入のため、時期は不明であるが、自ら区役所へ出向いて国民年金の加入手続を行った。その後、区役所から郵送されてくる納付書で、当時は月6,000円前後の国民年金保険料を金融機関で納付していた。

自ら加入手続しているのに、申立期間を未納にすることは考えられないので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が会社を退職したとする時期の6年後である昭和59年9月に払い出されていることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効にかかわらず納付が可能な期間の保険料については、区役所の納付書が郵送されることのない過年度保険料であるが、申立人は区役所以外の納付書で納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を区役所から郵送されてくる納付書で現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は5年以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人のオンライン記録によると、申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたとみられる昭和 59 年 9 月時点で現年度保険料となる申立期間直後の同年 4 月以降の国民年金被保険者期間においては、未納が無い上、申立人が記憶する加入当時の国民年金保険料月額、申立期間直後の昭和 59 年度の保険料月額とほぼ一致していることから、その加入時期を除いて申立内容と符合している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 63 年 9 月まで

私は、昭和 57 年 10 月に就職のため A 市へ転居したが、私が病気で 58 年 9 月から同年 11 月まで入院したので、父が来てくれて、高額療養費の手続とともに、未納となっていた私の国民年金保険料を納付しておいたと聞かされたことを覚えている。退院後は、実家の B 市 C 区に戻り、半年ぐらい自宅で療養していたが、復帰は困難であると判断して 59 年 6 月ごろに退職し、会社の寮となっていた A 市のアパートを引き上げた。

その後も、私は病気で正規に就職できなかったため、父から「お前の国民年金保険料は支払ってやるから、自分の生活費ぐらいは自分で賄うように。」と言われて、アルバイト勤務するようになり、平成 12 年に父が亡くなるまで、父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金保険料については、平成 12 年に申立人の父親が亡くなるまで、父親が納付してくれていたと申し立てており、それまでは保険料の納付に直接関与していないことから、当時の納付状況は不明である。

そこで、申立人が会社に就職し、A 市に住民票を異動していた時期について、申立人のオンライン記録を見ると、昭和 58 年 4 月から申立期間直前の 59 年 6 月までの国民年金保険料が納付済みとなっている。これについては、申立人が 58 年 9 月に入院し、申立人の父親が来たとする時期に、同区役所で納付が可能な同年 4 月までさかのぼって保険料を現年度納付するとともに、申立人は 59 年 6 月ごろに退職し、同市のアパートを引き上げたとしていることから、この時点まで父親が同市の納付書で保険料を納付していたものとみ

るのが自然である。一方、申立人の住民票を見ると、同市のアパートを引き上げたとする時期の1年後である60年6月になって、B市C区で転入届を行ったことが記載されている上、同区における申立人の被保険者名簿の作成日も同年8月となっていることを踏まえると、このころに申立人に係る国民年金の住所変更手続が行われたものと推定されることから、A市のアパートを引き上げて以降、C区で国民年金の住所変更手続が行われるまでの期間は、転居前後のいずれの行政機関においても、父親が申立人の保険料を納付することは困難な状況であったことがうかがえる。

また、申立人に係るC区の被保険者名簿を見ると、平成2年6月に口座振替処理を行った記載が確認できるとともに、申立人は、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年8月3日にまとめて現年度納付したことを示す同区役所が発行した3枚の手書き領収証書を所持していることから、このころに申立人の父親が申立人の保険料の納付を再開したものと考えられる上、同年12月4日に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の昭和63年10月から平成2年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付したことを示す社会保険事務所(当時)が発行した領収証書を所持していることから、当該過年度保険料を納付した時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は4年以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年3月まで

私は、昭和48年7月に会社を退職後すぐに、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行った。その時、窓口の職員から、「国民年金保険料を1,100円と1,300円のどちらにされますか。」と聞かれたので、私は「1,100円にします。」と言ったことを覚えている。

その後は、主に母が自宅に来る集金人に父母と私の3人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたのに、私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に満20歳に到達した日又は厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和50年12月ごろに加入手続が行われたものと推定され、申立人が会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失したとされる48年7月22日までさかのぼって国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人が所持する申立人の年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効にかかわらず納付が可能な期間の保険料については、加入手続前の過年度保険料であり、さかのぼって納付することとなるが、申立人は、

加入手続後の申立人の保険料は、主に申立人の母親が申立人の両親の保険料と一緒に集金人に納付していたことから、申立人自身はほとんど関与していないとし、母親も既に高齢のため、当時のことは覚えていないと陳述している。その上、申立人の特殊台帳によると、51年11月に、申立期間直後の50年4月から同年11月までの保険料をまとめて過年度納付していることが確認できるが、これについても、申立人は、記憶にないとし、両親のいずれかが納付してくれたと思うが、よく分からないと陳述していることから、当時の具体的な納付状況は不明である。

また、申立人が所持する申立人の両親の国民年金手帳を見ると、昭和36年11月に連番で交付され、両親共に国民年金制度が発足した同年4月から60歳期間満了まで、申立期間を含めて国民年金保険料を完納していることから、申立内容のとおり、主に申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を両親の保険料と一緒に集金人に納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った時、窓口の職員から、「国民年金保険料を1,100円と1,300円のどちらにされますか。」と聞かれて、「1,100円にします。」と言ったことを覚えているとしている点については、申立人が加入手続を行ったとみられる昭和50年12月当時の定額保険料月額が1,100円であることから、職員が付加保険料の納付の有無について確認し、申立人が定額保険料のみの納付を申し出たことなどが考えられるところ、申立人が加入手続を行ったと主張する申立期間当初の48年7月の定額保険料月額は550円であり、申立人の記憶する保険料額と大きく異なっている。

加えて、申立人又はその母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から61年3月までの期間及び62年2月から平成3年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月から61年3月まで  
② 昭和62年2月から平成3年4月まで

昭和54年1月ごろに会社を退職し、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、B区役所で自分で納付した。  
領収書は無くしてしまったが、納付は間違いない。認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び基礎年金番号への統合前のオンライン記録を見ると、申立人は、昭和55年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、資格の取得は記録されておらず、その後の厚生年金保険被保険者資格の統合処理が平成10年11月10日に行われていることから、この統合処理以前においては、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられる。

なお、統合後のオンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日について、平成10年11月11日付けで厚生年金保険資格の取得日の昭和55年3月24日に訂正されている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は合わせて8年4か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返さ

れたとも考え難い。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から6年3月まで  
平成5年1月ごろ、A市B区役所へ行き、自分で、国民年金への加入手続をするとともに、国民年金保険料の納付が困難であったため、免除申請手続をしたはずである。  
申立期間が、免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市B区において、平成7年6月に払い出されたと推認され、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料については、制度上、免除申請手続をすることはできない。

また、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続をすることが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が免除申請手続をしたとするA市B区保存の申立人に係る国民年金収滞納一覧表を見ても、平成6年度以降の記録しかなく、申立期間に係る免除申請の事跡は認められない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請手続を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年12月まで

時期は定かではないが、昭和48年7月の会社退職後、しばらくしてから、自分で区役所に出向き、国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料については、定期的に郵便局等で納付書に現金を添えて納付していたことを記憶しているが、申立期間の保険料については、退職後しばらくしてから加入手続を行ったので、ある程度、過去にさかのぼってまとめて納付したように思うが、はっきりとは覚えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和48年7月17日を国民年金被保険者資格の取得日として、53年2月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、48年7月から50年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和51年1月から同年12月までの国民年金保険料は、過年度納付することは可能であるものの、申立人は、ある程度、過去にさかのぼってまとめて納付したと主張するのみで、具体的な陳述は得られず、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、特殊台帳を見ても、昭和51年1月から同年12月までについて、過年度納付書が発行されたことを示す催告印の事跡は確認できない。

加えて、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出当時の昭和53年1月24日に、52年4月から同年12月までの国民年金保険料を一括して納付してい

ることが、所持する領収証書により確認できる。

このことからみて、申立人が過去にさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているのは、この時の納付の記憶である可能性も否定できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から4年6月まで

私は、申立期間のうち、平成2年7月から同年12月ごろまで派遣社員として勤務していた会社で、給料から国民年金保険料を天引きすると言われたことを覚えている。

また、申立期間のうち、平成2年12月から4年6月まで勤務していた会社では、近いうちに厚生年金保険適用事業所になるので、それまでは国民年金保険料及び国民健康保険料を自身で納付するように言われ、私が、当時の銀行で毎月1万円以上の保険料を納付していた。

申立期間が未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、平成12年3月1日とされており、それ以前については国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の所持する平成3年1月19日に交付された国民健康保険被保険者証を見ると、資格取得日は2年12月25日となっており、申立期間のうち、同年7月21日から同年12月24日までの期間については国民健康保険にも未加入であり、当該期間に勤務していた会社が、申立人の国民年金保険料のみを給料から天引きしていたとは考え難い。

加えて、申立人が所持する平成2年度国民健康保険料決定通知書及び振替

済通知書を見ると、平成3年3月から国民健康保険料を口座振替による納付に変更していることが確認できるところ、この点について、申立人は、「厚生年金保険適用事業所になるまでは、国民年金保険料については口座振替にできなかった。」としており、陳述の不自然さは否めない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するのみで、保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 26 日から 41 年 3 月 14 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社の構内でA社のC職として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚は、「申立期間当時は従業員の出入りが激しく、給与は日給月給制で、雇用保険は加入するが厚生年金保険は未加入という従業員もいた。」と陳述しているところ、A社の元取締役で、申立期間当時の事業主の子である者は、「給与が日給月給制の従業員の中には、手取額を多くするために厚生年金保険に加入しない者がいたと、父から聞いたことがある。」旨陳述している。

また、当該取締役は、「申立期間当時の資料が無いので正確な従業員数は不明だが、父からは、多いときには100人ほどの従業員がいたと聞いている。」と陳述しており、申立人同様にB社の構内でA社のC職として勤務していたとする複数の元従業員は、B社の構内で勤務していたA社の従業員だけでも15人から50人ぐらいいたと陳述しているところ、オンライン記録で確認できる申立期間当時のA社の被保険者数は平均で16人である。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として記憶している者のうち二人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名が見当たらない。

これらのことから、A社では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚

生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から平成 3 年 2 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 61 年 3 月から平成 6 年 8 月 21 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が雇用保険の適用事業所となった平成元年 4 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得していることから、時期は特定できないものの、同日以前も、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の平成 3 年 2 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は、「申立期間は、厚生年金保険の適用事業所になる前なので、厚生年金保険料を給与から控除していない。」としている。

さらに、A社の事業主は、「厚生年金保険の適用事業所になる前は、従業員に国民健康保険及び国民年金に加入するよう従業員に指導していた。」旨陳述しているところ、同社保管の申立人に係るB市C区発行の国民健康保険証交付通知書を見ると、申立人が申立期間中の昭和 61 年 7 月から国民健康保険に加入していることが確認できる上、当該事業主自身も、50 年 4 月 1 日から平成 3 年 2 月 1 日まで、国民年金に加入していることがオンライン記録で確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月ごろから36年12月末日ごろまで  
夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。夫は申立期間には、A市B区にあったC社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間にC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。また、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人の妻は、「当時の事業主の名字は記憶しているが、友人・同僚の名前等は分からない。当時の金銭面は申立人の母が管理していたので、被保険者証の交付及び保険料控除についても、良く覚えていない。」旨陳述しており、同僚などから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 8411

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月 16 日から 17 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和 60 年 1 月から平成 19 年 3 月まで継続して勤務しており、申立期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人は、平成 16 年 10 月 15 日に会社都合で退職した後、同年 11 月 8 日付けで短時間労働者として再雇用した。そして 17 年 2 月 1 日付けで常用労働者に変更し、19 年 4 月 30 日まで勤務していた。」としていることから判断して、申立人が、申立期間のうち、平成 16 年 11 月 8 日から 17 年 2 月 1 日までの期間において、同社で勤務していたことが認められる。

しかし、B社提出の申立期間に係る賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿を見ると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。同社は、「申立人を短時間労働者として採用したため、申立期間の厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している。

また、申立人の雇用保険の記録を見ると、申立人は、平成 16 年 10 月 15 日にA社を離職した後、同年 11 月 1 日に失業認定を受け、高年齢給付金を受給していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人は、平成 16 年 10 月 16 日の厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の喪失後、健康保険任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 28 日から 42 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 12 月 29 日から 44 年 7 月 1 日まで

私は、A社で勤務した後、昭和 40 年 11 月 28 日からB社で勤務し、44 年 6 月 30 日まで継続して勤務していた。

しかし、年金事務所におけるB社での厚生年金保険の加入記録は、昭和 42 年 7 月 1 日から 43 年 12 月 29 日までとされており納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録のある同僚及び申立人が名前を記憶していた同僚に事情照会したところ、これら同僚の一人からは、「私がB社に入社した昭和 42 年の春ごろ、申立人は既に在職していた。」旨の回答が得られたことから、入社日及び勤務期間は特定できないものの、申立人は当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿を見ると、当該同僚のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は入社から約 1 年 9 か月後の昭和 44 年 1 月 6 日であることが確認できるほか、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、当該被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

これらのことから、B社では、必ずしもすべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、B社は昭和 46 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び役員は所在不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除について事情照会することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできないほか、上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社に係る上記被保険者名簿から、申立期間当時の同僚7人を抽出して事情照会し、回答が得られた同僚の陳述から判断すると、申立人は、当時、同社に勤務していた可能性を否定できない。

しかしながら、B社は昭和46年3月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び役員は所在不明のため申立人の勤務実態及び保険料控除について事情照会することができない。

さらに、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者からも、申立人の申立期間における保険料控除について具体的な陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月ごろから 36 年 4 月ごろまで  
② 昭和 37 年 9 月ごろから 38 年 3 月ごろまで

私の夫は、昭和 34 年 10 月ごろから 36 年 4 月ごろまで、A 社に勤務していた。

また、昭和 37 年 9 月ごろから 38 年 3 月ごろまで、B 社で勤務していた。

しかしながら、年金事務所に夫の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 34 年 10 月ごろから 36 年 4 月ごろまで C 市 D 区にあった A 社で勤務していたと申し立てているところ、E 社提出の履歴書によると、申立人は 34 年 9 月から 36 年 4 月まで A 社で勤務していた旨の記載が確認できることから、申立人は申立期間において同社で勤務していたものと考えられる。

しかしながら、オンライン記録において、A 社が、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらなかった。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、A 社の事業主の所在は不明であることから、これらの者に、同社における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検

索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 37 年 9 月ごろから 38 年 3 月ごろまで C 市にあった B 社で勤務していたと申し立てしているところ、申立期間直後に勤務した E 社提出の申立人に係る上記履歴書には、同社で勤務していたとの記載は無く、申立期間の終期と重なる同年 3 月 11 日以降は、既に E 社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録において、B 社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い上、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらなかった。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないほか、B 社の事業主の所在も不明であることから、これらの者に、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 8414 (事案 2682 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年ごろから 49 年ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

新たな資料等はないが、申立期間当時、A社に勤務していたことは、同僚が証言してくれるので、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当時の社長及び同僚として名前を挙げた者についてA社での厚生年金保険加入記録が確認できるほか、複数の同僚等の陳述から、申立人が少なくとも繁忙期に同社の仕事をしていた時期があったことは推定できるものの、勤務時期及び期間を特定することはできなかった。

また、複数の同僚から、A社では当時、繁忙期にアルバイトを多数使用していたが、申立人の雇用形態は正社員ではなくアルバイトであったと思うとの陳述が得られ、このほか、申立期間の保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私は、申立期間当時、正社員として勤務しており、そのことについては、同僚が証言してくれるので、再調査し記録を訂正してほしい。」として再申立てを行っているが、申立人が名前を挙げた当該同僚は、「申立人が在職していたことは記憶しているが、勤務時期及び勤務期間並びに申立

人の雇用上の身分（正社員又はアルバイト）までは覚えていない。また、申立人の給料から厚生年金保険料が控除されていたか否かについても、知り得る立場ではなかったので、分からない。」旨陳述している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができなかった。

また、当時の複数の同僚に対して改めて事情照会を行ったものの、申立人の保険料控除等について具体的な陳述を得ることができなかった。

このほか、申立人からその根拠となる新たな資料等の提出は得られず、そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月8日から29年11月1日まで  
② 昭和30年7月5日から同年10月1日まで  
③ 昭和31年6月1日から同年9月24日まで

私は、昭和28年3月2日から34年8月15日まで、A社で正社員として勤務していた。

在籍期間を通じ、途中退職及び配置転換等もなく、同じ業務に継続して従事していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が3回も途切れていることに納得できない。

A社に継続して勤務していたことに間違いはないので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが推定できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において申立人と同様に、被保険者資格の喪失及び取得を繰り返している同僚が12人確認できる。

また、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主は連絡先が不明であり、上記の同僚12人についても、全員が死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の昭和28年9月8日、30年7月5日及び31年6月1日の被保険者資格の喪失に伴って、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返還されたことを表す「証返」の記

載がいずれの資格喪失時にも確認できるとともに、被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 8416 (事案 3567 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から36年4月1日まで  
年金記録確認第三者委員会への初回申立てに対する通知文には、私が一番知りたかった情報が記載されていない。私は、脱退手当金を請求する意思がないことをA社に対し退職時に伝えたが、このことを記録した書類等が同社に保管されているかどうか、また、この意思に反した手続を同社又は社会保険事務所(当時)が勝手に行っていないかどうかを知りたいので、再確認の上、その結果について教えてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険庁(当時)の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和36年7月11日に支給決定されていることが確認できること、ii) 申立期間の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約2か月後の同年6月16日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年7月11日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、iii) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後13ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した者21人について、脱退手当金の支給記録を見ると、申立人を含め18人が受給していることが確認でき、うち15人については、資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一の者も見受けられる上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料の提出はなく、申立人は、「脱退手当金を請求する意思がないことをA社に伝えたが、このことを記録した書類等が同社に保管されているかどうか、また、この意思に反した手続を同社又は社会保険事務所が勝手に行っていないかどうかについて、再確認してほしい。」と主張している。

A社及び申立人の脱退手当金の裁定処理を行ったB社会保険事務所（当時）に対しては、初回申立て時に調査しているところではあるが、改めて確認したところ、同社は、「申立期間当時の脱退手当金に関する資料が残っておらず、当時の事務担当者も所在が分からないため、申立人への脱退手当金に関する制度の説明状況及び申立人の脱退手当金を受給する意思の確認状況等については不明である。」、同社会保険事務所は、「脱退手当金の支給決定に係る裁定請求書等は保存期限経過のため廃棄済みである。」とそれぞれ回答している。

また、申立人が、脱退手当金を受給しない旨の意思を伝えたとするA社の元職員は既に死亡しており、申立人が記憶する上司として名前を挙げた同社の元職員は、「申立人のことは覚えていない。脱退手当金に関する事務等の実施状況についても分からない。」と回答している。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし、『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過して、これらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、A社に係る上記被保険者名簿を見ると、脱退手当金の請求に併せて申立人の氏名変更が行われたことがうかがえるほか、申立期間当時に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失した大半の者に脱退手当金の支給記録が有ることから、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえるなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月1日から36年3月1日まで  
ねんきん特別便を見て、A社に勤務していた昭和27年12月1日から36年3月1日までの期間について、脱退手当金が支給されたことになっていることを初めて知った。

A社は、結婚のために退職したが、昭和36年4月\*日に結婚し、その5日後ぐらいにはB市からC市に転居しており、同年5月10日に支給されたとする脱退手当金は受給していないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和36年5月10日に支給決定されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人の脱退手当金が支給決定される直前の昭和36年3月24日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことを示す「回答済 36. 3. 24」の表示が確認できる。

さらに、申立期間当時に脱退手当金の支給記録のある同僚二人は、それぞれ「脱退手当金について会社から簡単な説明があつて受給した。」「当時は、結婚退職などのように働く予定の無い人は、脱退手当金をもらうのが当たり前という雰囲気社内にあつた。」旨陳述しており、当時は通算年金通則法施行（昭

和 36 年 11 月) 前であること、及び申立人は、A 社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、強制加入期間があるにもかかわらず、昭和 43 年 3 月まで国民年金の加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人は、「A 社では、D 業務を担当し、仕事を通じて脱退手当金のことは知っていた。」と陳述しており、脱退手当金の制度について認識があったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 29 日から 44 年 12 月 31 日まで

申立期間前に勤務していたA社の社長の紹介で、昭和 39 年 2 月 29 日から 44 年 12 月 31 日までB市C区内の会社に就職したが、会社名及び仕事の内容を思い出すことができない。

申立期間について、給与から社会保険料が控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、60 歳になったときにD社会保険事務所（当時）へ年金受給の手続に行き、その際に同事務所職員からB市C区に所在する会社名を告げられ、勤務の有無を尋ねられたが、そのときにメモを取らなかったため、その会社名は分からないままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB市C区に所在する事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間に勤務していた事業所の名称及び所在地のほか、事業主及び同僚の名前も記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録において、B市C区に所在する適用事業所について、申立人と同じ生年月日により検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できなかった。

なお、申立人は、「60 歳に達した平成 12 年\*月ごろにD社会保険事務所の担当職員からB市C区に所在する会社名を告げられ、勤務の有無を尋ねられた。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、B市C区に所在するA社での未統合の厚生年金保険被保険者記録が、平成 14 年 12 月 2 日に申立人

の加入記録に統合されていることを踏まえると、申立人が告げられた事業所名は、申立人が申立期間前に勤務していた同社であったと考えるのが自然である。

このほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで高校に通学しながら、奨学生として、A社B支店においてC業務を行っていた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたかは定かでないが、一日の労働時間は相当長かったので、申立期間について、厚生年金保険への加入の事実を調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D奨学会の回答及びA社B支店の申立期間当時の責任者等の陳述から、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間に同社B支店において奨学生として勤務していたことが認められる。

しかし、申立人からC業務をしていた同僚として名前の挙がった4人のうち3人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名が見当たらないことから、同社では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社は、平成6年4月1日に適用事業所ではなくなっており、同僚の陳述から社会保険事務を担当していたとされる同社の申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者原票には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年から 52 年まで  
② 昭和 52 年から 53 年まで  
③ 昭和 53 年ごろ  
④ 昭和 57 年ごろ

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①は、A社で、申立期間②は、B社で、申立期間③は、C社で、申立期間④は、D社で勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が当時勤務したとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、A社は個人経営で事業主自らがE業務を行っていたと陳述していることから個人事業所であったとみられること、及びF業種は厚生年金保険法上の非適用業種に当たることなどから、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録も確認できない。

申立期間②について、申立人は、B社のG市H区に所在した事業所でI業務に従事していたと申し立てているところ、当時のJ職が、申立人が勤務していたことを記憶しているとしていることから、期間は特定できないものの、申立

人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人を記憶しているとする当該J職は、「申立人の雇用上の身分及び厚生年金保険料の控除については分からない。」としている。

また、同僚照会で回答を得た7人のうち、当該J職以外の6人は、申立人に係る記憶はないとしている。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時、B社が経営していた施設を現在経営しているK社は、「施設を経営していたB社の旧経営陣は当社に在籍していないため不明であり、また、申立期間当時から引き続き勤務している者はおらず、当時の資料も無い。」としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が見当たらない。

なお、申立人は、自身が勤務していた会社は他県にも拠点があったとしているところ、当時の複数の同僚からは、そのような陳述は得られなかった一方、当時、I業務のため、他県の会社にI業務事務を委託もしていたので、当該委託会社の社員も出入りしていた旨の陳述があったことから、当該委託会社の所在確認調査も行ったが、確認することはできなかった。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人が、C社が出店していたと陳述する施設に対し、C社に係る照会を行ったところ、一つの施設から、かつてC社が入居していたとの情報が得られたものの、当該施設を含むいずれの施設等も、「現在取引を行っている事業所にC社は無く、申立期間当時の資料は無いので分からない。」と回答している。

さらに、申立人は、C社の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、勤務していたとする期間に係る記憶も曖昧なため、勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができなかった。

申立期間④について、申立人は、D社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、事業主が申立人の在籍を記憶していると回答していることから、期間は特定できないものの、申立人の同社における勤務が認められる。

しかし、申立人は、上記事業主のほかに、同僚の名前を記憶しておらず、また、勤務していたとする期間に係る記憶も曖昧なため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に記録の有る同僚22人を抽出し、所在の判明した17人に照会し、8人から回答を得

たところ、唯一申立人を記憶していた同社L支店者からは、「D社L支店において、厚生年金保険に係る事務は私が行っており、M職であった私は加入していたが、N職であった申立人は加入していなかったと思う。加入対象外のN職であった申立人から年金手帳等を預かって同社O本社に進達した記憶はない。」旨の回答を得た。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月から 9 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の預金取引明細表により、申立期間のうち、平成 8 年 7 月 22 日以降の期間については、毎月 1 回以上合計 17 回にわたってA社名で「給与」という費目で振込が行われていることが確認できることから、申立人の申立期間における同社での勤務が認められる。

しかし、申立人は、給与明細書等を保管しておらず、上記の預金取引明細表からは給与からの厚生年金保険料控除の有無を確認することはできない。

また、A社は既に破産しており、事業主及び所在の判明した取締役 3 人に照会し、そのうちの 2 人の取締役から回答を得られたが、いずれも「社会保険事務については、担当していたわけではないので、何も分からない。」としている。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（C本社一括適用）から同僚 58 人を抽出調査し、14 人から回答を得たところ、A社B支店及び近隣に所在していた同社本社に勤務していたとする合計 4 人が申立人を記憶していたものの、「申立人のA社B支店における勤務実態及び保険料控除についてまでは分からない。」としている。

加えて、上記 4 人のうちの 3 人の同僚は、「D職に係る厚生年金保険の取扱いは、勤務期間にかかわらず、本人の希望に基づき、A社が認めれば加入でき

るという希望制であった。」としている。

また、A社の別の支店に勤務していた同僚は、「D職は職場定着率が非常に低いこともあり、勤務の持続性が見込まれる者のみを加入させていた。その見極めのため相当の期間を要し、自身も入社約4年後に、加入の希望を聞かれて初めて加入した。」としている。

これらのことから、A社においては、本人の希望なども考慮した上で、従業員を採用後、直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間において、国民年金及び国民健康保険に加入しており、国民年金保険料及び国民健康保険料を口座振替によりE市に現年度納付していることが上記の預金取引明細表から確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除をうかがわせる関連資料も無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月から同年 5 月まで  
② 昭和 33 年 6 月から同年 10 月まで

私は、申立期間①は中学校を卒業後、同級生と一緒にA社へ就職し、B業務をしていた。また、申立期間②はC社でD業務をしていた。それぞれの会社で勤務した期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、中学校を卒業後、同級生の友人と一緒にA社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていないと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所（当時）において、A社が、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、A社に係る商業登記簿から事業主及び役員について調査を行ったものの、いずれも特定できないことから、これらの者に申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、中学校を卒業後、同級生と一緒にA社へ就職したと申し立てているものの、当該同級生の被保険者記録は見当たらなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①に係る被保険者記録は見当たらない。

申立期間②について、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間に被保険者記録のある25人を抽出し、所在の判明した9人に照会し、6人から回答を得られたものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認すること

ができない。

また、C社は、平成8年6月\*日に解散しており、申立期間当時の事業主は、既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 8423 (事案 5022 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月23日から47年6月21日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求める申立てを行ったが認められなかった。

しかし、私は、昭和44年4月2日から49年7月20日までA社に継続して勤務しており、新たに氏名を思い出した同僚もいるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が提出した「人名簿」に、申立人は、昭和44年4月2日に同社に入社し、45年4月22日に退職後、47年6月21日に再入社し、49年7月20日に退職した旨記載されており、当該記録は申立人の雇用保険の加入記録と一致していることのほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事情等も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から、「私は、昭和44年4月2日から49年7月20日までA社に正社員として継続して勤務し、厚生年金保険に加入しており、途中で退職したことは無い。新たに氏名を思い出した同僚もいるので、再度調査してもらいたい。」旨の申立てがあり、申立人が新たに氏名を挙げた同僚も含め、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間の在籍が確認できる同僚に対し、申立人の在籍状況等を照会した結果、複数の同僚から、「申立人が、いったんA社を退職し、再入社したという記憶はない。」旨の陳述が得られた。

しかし、上記の陳述が得られた同僚は、「申立人が申立期間に厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたかどうかまでは分からない。」旨陳述している。

また、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、同社は、社会保険事務所の記録どおり、申立人が昭和 45 年 4 月 23 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨届け出ていることが確認できる上、同社は、「申立期間当時の給与事務担当者は、既に死亡しており、当社に残存する資料として提出済みの人名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から確認できること以外は、全く不明である。」旨回答している。

このほか、申立人から申立期間に係る厚生年金保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年から 40 年まで  
② 昭和 54 年 10 月から 56 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和30年から40年まで、B社には54年10月から56年4月までそれぞれ勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、前述の同僚は、オンライン記録において、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人が記憶する事業主及びほかの同僚は、いずれも所在不明であるため、これらの者から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は、申立期間の一部を含む昭和36年10月から45年3月までの国民年金保険料を現年度納付していることが申立人に係る国民年金の特殊台帳により確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、同僚（元役員）の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、B社が商号変更したC社に照会文書を送付したが、宛先不明で返送されてきており、事業主に照会を行っても、回答が得られないため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、前述の元役員は、「申立期間当時、厚生年金保険料を控除されていたかは分からない。」と陳述しているところ、オンライン記録において、同人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 42 年 11 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 42 年 11 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、申立人が資格を喪失した日と同日の昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、経理事務を担当していたとされる元事業主は既に死亡しているほか、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日に資格を喪失している元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた一人は、申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。